

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 日本政府援助プライス法（改正案を含む）(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43580

資料

4
↓
↓
↓

琉球政府に対する交付金内訳

事 項	1963年度	1964年度			1965年度		
		当初計画	増△減	改訂計画	当初計画	増△減	改訂計画
1. 公 安	600,000	775,000	△ 75,000	700,000	800,000	0	800,000
2. 公衆保健衛生業務	345,000	375,000	△ 25,000	350,000	400,000	0	400,000
3. 公立学校建設	600,000	1,000,000	△ 250,000	750,000	680,000	120,000	800,000
4. 産業教育備品	425,000	210,000	0	210,000	260,000	△ 260,000	0
中 校	0	174,500	0	174,500			
高 校	225,000	35,500	0	35,500			
大 学	200,000	0					
5. 公立学校備品	100,000	150,000	△ 50,000	100,000	150,000	310,000	460,000
科 学		100,000	100,000	100,000	0	185,000	185,000
普 通	100,000	150,000	△ 150,000	0	150,000	0	150,000
視 聴 演					0	125,000	125,000
6. 大学建築	115,000	0	0	0	0	0	0
7. 英語教育	0	45,000	△ 50,000	45,000	100,000	0	100,000
8. 教員俸給	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000

事項	1963年度	1964年度			1965年度		
		当初計	増△減	改訂計	当初計	増△減	改訂計
9 公衆保健医療事業	230,000	425,000	△ 125,000	300,000	480,000	0	480,000
結核管理	150,000	150,000			150,000	0	150,000
肺病管理	80,000	100,000			100,000	0	100,000
小兒マダ	-	50,000	△ 125,000	300,000	50,000	0	50,000
性病管理	-	125,000			125,000	0	125,000
小兒マダ	-	(75,000)			25,000	0	25,000
風土病その他	-	-			30,000	0	30,000
10 病院施設	801,775	365,000	△ 200,000	165,000	90,000	150,000	120,000
11 診療所施設	87,400	25,000	0	25,000	0	0	0
12 保健所建設	28,775	50,000	△ 50,000	0	0	50,000	50,000
13 整備艇建造	50,000	50,000	0	50,000	50,000	0	50,000
14 児童相談所建設	0	65,000	△ 65,000	0	0	65,000	65,000
15 乳児院建設	0	15,000	△ 15,000	0	0	0	0
16 厚生園建設	25,000	0	0	0	0	0	0
17 道路橋梁	500,000	525,000	△ 75,000	450,000	575,000	225,000	800,000
18 護岸	75,000	100,000	△ 25,000	75,000	150,000	50,000	200,000
19 港灣	260,000	250,000	△ 75,000	175,000	200,000	100,000	300,000
20 農林施設	50,000	100,000	△ 100,000	0	0	0	0
21 土地改良	350,000	350,000	△ 75,000	275,000	250,000	100,000	350,000

事 項	1963年度	1964年度			1965年度		
		当初計画	増△減	改計画	当初計画	増△減	改計画
22 農業試験場施設	0	20,000	△10,000	10,000	0	0	0
23 農業畜産普及施設	0	25,000	△25,000	0	0	0	0
24 林業開発	0	15,000	△15,000	0	0	0	0
25 家畜衛生試験場建設	40,000	0	0	0	0	0	0
26 種畜場建設	45,000	0	0	0	0	0	0
27 工業研究所備品	12,000	0	0	0	0	0	0
28 中金出資金	365,000	1,500,000	△1,500,000	0	0	0	0
29 住宅	125,000	125,000	0	125,000	125,000	0	125,000
30 都市計画	100,000	575,000	△275,000	300,000	600,000	0	600,000
31 博物館	0	150,000	0	150,000	0	0	0
32 南部地区水道	95,000	0	0	0	0	0	0
33 出入管理部建設	0	0	0	0	90,000	0	90,000
計	6,404,950	8,335,000	△3,980,000	5,255,000	6,000,000	910,000	6,910,000

事 項	1963年度	1964年度			1965年度		
		当初計画	増△減	改計画	当初計画	増△減	改計画
1. 社会保障整備	20,000	0	0	0	0	0	0
2. 行政府才之中心	150,000	0	0	0	0	0	0
(并移官資金) 計	170,000	0	0	0	0	0	0
合 計	6,574,950	8,335,000	3,080,000	5,255,000	6,000,000	1,010,000	7,010,000

〔禁無断転載〕

国際情勢資料

フライズ
ファイルより抜き

昭和37年6月22日(金)

特集

第806号

△目次▽

沖繩の稀有な戦略価値
 Ⅱフライズ法修正案の聴聞会証言録全文Ⅱ

(アメリカ下院軍事小委員会)

監修 内閣調査室・委託編集 内外情勢調査会

防務研究會
編輯部

〔禁無断転載〕

国際情勢資料

昭和37年6月22日(金)

特集

第806号

△目次▽

沖縄の稀有な戦略価値

Ⅱブライス法修正案の聴聞会証言録全文Ⅱ

〔アメリカ下院軍事小委員会〕

監修 内閣調査室・委託編集 内外情勢調査会

国際情勢資料

まえがき

アメリカ下院は五月二十四日の本会議で沖繩への経済援助に関するブライス法の修正法案を全会一致で承認し、これを上院へ回付した。下院軍事委員会はこれに先立つ五月九、十の両日、第二分科委員会（小委員会）で聴聞会を開き国務、国防両省当局者やケイセン調査団に加わった専門家達およびキャラウエー琉球高等弁務官らを証人として喚問し、対沖繩経済援助の拡大強化の必要性和その背景について証言を求めた。以下に紹介するのはその聴聞会証言録の全訳である。

審議の対象となつたブライス法修正案は一九六〇年七月十二日に施行された同法の定める琉球向け経済援助のワケを年間六百万ドルから二千五百万ドルにまで拡大するよう要請したものである。この修正は一九六一年夏、ケネディ大統領の要請に基づいて設置された沖繩政策の再検討を任務とする特別作業班が同年十月、カール・ケイセン氏を団長とする作業班を現地に派遣し、沖繩の現状とアメリカの統治方針を入念に検討した末、勧告したものであり沖繩政策のニュールックの最も顕著な現われであつた。このうち沖繩統治の全般的修正は三月十九日に発表された大統領新行政命令で明らかにされ、沖繩施政を長期的な必要に即応する形に手直ししている。

軍事小委員会聴聞会におけるエイルス陸軍次官、バンディ国防副次官補、キャラウエー琉球高等弁務官らの証言を通じて、最も強調された点は沖繩基地の持つ、稀有な戦略的価値であつた。「琉球諸島は東南アジアのわが同盟諸国のためのアメリカの活動を支持する足場である（バンディ）」あるいは「われわれは琉球諸島に対する統治権限を完全無欠に維持しなければならない（エイルス）」といった証言は政府の沖繩政策のうち、国防省の軍事優先の考え方が強く打ち出されたものとして注目される。

しかし、エイルズ陸軍次官は「沖繩をめぐる四圍の情勢が変わりつつある」といい、「われわれは長期的事業に備えて若干の手直しをする必要がある」と述べ、対沖繩援助を拡大強化する必要をも説き民生安定、経済条件の改善が緊急に必要なことをはっきり認めている。

ブライス法修正の直接の動機となつたのはケイセン調査団の勧告であるが、聴聞会の証言はいずれも調査団の慎重な調査態度と説得力豊かな勧告内容をたたえている。もつともブライス法の提案者であるブライス下院議員が六百万ドルの対沖繩援助のワケを「限度」とみなすのは好ましくないと政府に教訓を垂れるような口調で発言している点が興味深く感じられる。

聴聞会のもう一つのヤマはジョンソン國務副次官が琉球島民の日本復帰への感情がいかに強いかを説明した個所であろう。副次官は「琉球島民は彼らをアメリカに順応させようとする試みを不快に思い、また彼らは琉球が日本の島の一つであつた場合、持ちうると思はれる日本とのつながりの持続を阻害するすべてのものに憤りを感じている」と証言している。

しかし、逆の意味で重要視されるのはコヒラン議員が副次官への質問のなかで、琉球を国連の信託統治または保護領とする可能性について政府は検討したことがあるか？ とただしたことである。ジョンソン副次官は対日平和条約第三条（沖繩の項目）を引用してアメリカが琉球を合併する意図を持っていないことを明らかにすると同時に琉球島民自身が将来、独立に向かつて進もうという気がないと強調し、質問をかわそうとした。しかしコヒラン議員は琉球島民をアメリカ国民ではないが中間的な存在とすることも可能だとして、國務省の立場を間接的に批判し注目をひいた。

末尾に収録したのは修正法案に対するフィラン小委員長の報告である。

沖繩の稀有な戦略価値

Ⅱブライス法修正案の聴聞会証言録全文Ⅱ

アメリカ下院軍事小委員会
一九六二年五月九、十日

そのあとに、二千五百万ドル、という数字を挿入する形に修正される

フィラン この法案のテキストは他のいすれよりも短いかもしれないが今年、本委員会に取り上げる法案のうち最も論議の多い法案だといえよう。少なくとも、私は

そのような印象を受けている。

この法案自体、新行政命令および日本との協定案はいずれも連邦議会の議員の多くが強い関心を寄せる要素を持っている。

このように考えたがゆえに私は今日午前の聴聞会に畏友アーレンズ氏およびギャビン氏、コヒラン氏（注Ⅱいすれ

も下院議員）を招いたのである。この人々は一度ならず沖

繩に対し強い関心を示している。私はこの聴聞会がこの人々に希望の質問を行なつて十分に手ごたえのある答えを聞く絶好の機会を与えたと思う。

私が見たところでは証人たちの声明は異例に簡単である

小委員会はフィリップ・J・フィラン軍事小委員長の司会の下に午前十時に開会した。

フィラン 委員会を開会する。本日午前は琉球諸島の経済的、社会的発展の促進に関する法律の修正案、H・R・一〇九三七号を審議する。（付託された法案はつぎのとおり）

〔H・R・一〇九三七号第八十七議会第二会期〕琉球

諸島の経済的、社会的発展の促進法を修正する法律案

この法律案がアメリカ議会上院と下院で制定された場合、一九六〇年七月十二日の法律（公法八六一六二九号）の第四項は、六百万ドルの数字が削除され、

けれども、それは情報を欠いているからでなく、むしろ情報
報がぎつしり、つまっていることを示すものと確信する。
われわれは皆、この法案が下院本会議で相当な議論の対
象となる可能性があり、今日午前、聴取する諸々の情報に
富んだ諸言明を始めとする質疑応答が本会議の討議を準備
する全面的な材料になるものと銘記すべきだと思う。

私はこの審理を急いで進めようとは思っていない。もし
て必要とあれば明日、再び会合し、また当面の問題の全容
を知るため何度でも必要なだけ会合してわれわれの調査の
完璧を期したい。私はこうした趣旨に沿って議事を進める
よう委員会に要請する。われわれは本法案を本委員会や本
会議へ回付できるように前にこの法案を完全に理解し
なければならぬ。この点は諸君も異議ないものと思う。

問題の歴史的展望が大切

私は小委員会のメンバーと出席を求められた他のメンバ
ーの人達にこの提案のすべての側面を検討するよううなが
したい。私個人のみたところでは本日午前、公表するため

に提出された諸声明のなかにはこの法案の歴史的背景や今
日の現状にまでわれわれを導くような情報が全く含まれて
いない。

私は問題をひとわり展望してみる必要があると考える
ので非常に有能で立派な友人であり、スタッフの一員であ
り、案内者であるケレハー氏にこの法案の背景を、極く概
略、説明し、今日までの経緯を話して戴きたいと思う。

今日午前の証人は国防副次官補で国際安全保障担当のウ
イリアム・P・バンディ氏、陸軍次官のステファン・エイ
ルズ氏、政治担当の國務副次官のU・アレキسس・ジョン
ソン氏および琉球高等弁務官のポール・W・キャラウエー
中将である。

最初の証人はバンディ氏の予定である。しかしバンディ
氏の証言を聞く前に、私はケレハー氏にこの法案の背景に
ついて簡単な説明をお願いする。

支出の法的基礎

ケレハー アメリカは一九四五年いらい琉球諸島に対し

全権を行使してきた。戦前には、これら諸島は日本の不可
分の一部であった。しかし日本が降伏後、琉球諸島は占領
目的上、日本から切り離された別個の地域となった。

日本は連合国の権限下に占領されたが、琉球諸島の占領
は専らアメリカによつて管理された。

一九四五年から五二年までの間の占領は軍事占領であつ
た。一九五二年、対日平和条約が批准された。条約はその
一部でつぎのように規定している。

「アメリカはこれら諸島の領域及び住民に対して行政、
立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を
有するものとする……」

条約の発効とともに民政がそれ以前の軍事占領に代わつ
て採用された。民政とはいふものの事実上は米軍将校がそ
の責任者となった。一九四五年から一九五二年、そしてプ
ライス法（本法案によつて修正を受ける法律）の施行され
た年の一九六〇年まで、沖縄およびその他の琉球諸島で統
治の任務を果たすには、そうする必要があつた。

しかし、これらの任務は多くの場合、対日平和条約に基

づくより広範な権限の下に遂行された。

支出権限の承認が時に応じて議会でなされたが、時折こ
れが議事手続き上の問題となった。そこで単に支出権限へ
の支持としてだけでなく沖縄自体から生ずる歳入の保持と
支出を許すためにもなんらかの法律上の基礎を与えるべき
ことが明白となった。そしてこの結果これらの歳入がGR
Iまたは琉球政府として知られる現地政府だけでなく、わ
が国の民政府にも与えられた。

實際をいふとプライス法は既成の事態に対し立法上の承
認を与える以外に何らの変更をもたらさなかつた。プラ
イス法は沖縄で生ずる資金の保有と支出に承認を与えたの
である。プライス法はまた琉球に対する支出権限額として
年間六百万ドルの限度を設けた。

さて行政府の見解によれば、この六百万ドルが制約とな
つて沖縄およびその他の琉球でアメリカが責任を遂行する
ことが妨げられるような段階に達したので、本法案によつ
て六百万ドルの限度を二千五百万ドルに引き上げることにな
つた。

六百万ドルは限度に非ず

ブライス 証人を呼ぶ前に歴史的背景について一言申したい。この歴史的背景は全く事実即したものである。ただいま六百万ドルは限度だと言及された。もちろん、この六百万ドルについて、尽力をしたわれわれはこれを限度とは考えなかつた。われわれはこれが沖繩のために若干の貢献をなし、少なくとも、その支出額だけ援助を与えたものと考へた。

われわれは沖繩においてわれわれの利益を増進しつつあると考へ、これだけの資金をもつてすれば琉球においてかなりの事業が実施できると考へ、金額を定めたのである。この金額はわれわれが必要と考へる実際の統計を基礎としたものであつた。そして私はこれが限度と呼ばれるのを好ましく思つてゐる。われわれは実際に沖繩経済により大きな利益を与えたと思つてゐる。また歴史的文書として今後に残すためにも、ケレハー氏の読んだ声明に追加して以上の私の見解をも歴史的背景の一部に含めるべきだと考へる。

国際情勢資料

える。

さて一九五七年六月五日の行政命令第一〇七三三号で、アメリカ大統領は国防長官に対し大統領の承認と指示の下にアメリカの条約上の権限を行使する任務を与えた。この権限についてケレハー氏も言及した。

大統領は国防長官に対し民主的諸原則に立脚しかつ健全な財政上の基盤を背景に効果的で責任ある琉球統治を実施すべき任務および琉球住民の安寧と福祉を増進するため、あらゆる努力を払うべき任務を与えた。

国防長官はその責任を陸軍省に負わせた。私はこのことが琉球情勢の歴史的背景の一部をなしていると考へる。

フィルバン われわれは喜んでいまの発言を記録のなかに含めたいと思ふ。そして、それが委員会のために役立つ非常に有益な情報になると思ふ。ではバンディさん、法案についての意見を述べて戴きたい。

誰もが沖繩基地を選ぶ

バンディ(国防副次官補、国際安全保障担当) 私はマク

信する

沖繩基地の価値は朝鮮戦争の際および、たびたびくり返されている台湾海峡の危機の際に十分、立証された。琉球諸島は東南アジアのわが同盟諸国のための当面における多くのアメリカの活動を支持する足場をなしている。

われわれはこれら諸島こそわれわれの(以下削除)の重要な部分を効果的に実施しうる場所であることを知つた。

過去十年間の革命は諸発展と挑戦とはその昔、辺境を守つていたわれわれの先祖やナポレオン時代のスペインのゲリラの方がよく心得ているような形態の戦争にわれわれの軍事上の基本原則と技術とを適合させることを余儀なくした。アジアの多くの地域にみられる自由世界の利益に対する現在の挑戦は間接侵略と破壊活動という形を取り、そしてわれわれは沖繩がこの新しい脅威に対処するうえで予期を上回る重要な役割を果たしていることを知つた。

沖繩では数千エーカーの土地が訓練ならびに実戦用の基地に変えられた。

大統領から選ばれた琉球作業班はいくつかの提案を示し

国際情勢資料

ナマラ国防長官の代表として出席してゐます。皆さんも多分承知と思うが、マクナマラ長官は今日、バンコクにゐる。そして私の直接の上司であるニッソ、次官補は国防長官と一緒にアンザス会議に出席中である。恐らくこの会合に今日、出席できないのを皆残念に思つてゐると思ふ。

私は本委員会が西太平洋に強力な軍事態勢を敷いて置くことの重要性をよく認識されていると思ふ。しかし、私はこれら諸島をアメリカが無制限に使用することから受ける主たる軍事的利益について概略、ふれてみたい。私はまた、何故、われわれ国防省の関係者が琉球に関する大統領作業班の勧告をわが国の安全上の利益を無期限にわたつて保持しうるための政治的、経済的環境を実現するうえで最も期待しうるものとして受け入れたかについても意見を述べてみたい。

もしアメリカの軍事政策立案者達が極東においてアメリカの保持すべき一群の基地を選ばざるをえなくなつたとすれば、彼らは全員一致で一刻のちゆうちよもなく、また制服の色彩(三重)の如何を問はず琉球の名を挙げるものと確

た。この提案についてエイルズ長官とキャラウエー將軍がこの会合で皆さんと意見を交わすことになつてゐる。国防省は作業班の勧告を支持する。なぜならわれわれは軍事的立場を維持することの重要性とこの立場と反する社会的、経済的、政治的圧力を合わせ考慮に入れる必要があるからだ。とくに国防省は琉球への経済援助を一千九百万ドルに追加することを許す法案を無条件で支持する。

作業班の報告書を読み

フィルバン ところでこの二千五百万ドルの主な使途について、国防省はどういう方針を取つてゐるか。

バンディ 出来ればエイルズ次官に具体的計画を答えて戴きたい。私は細目には通じてゐない。エイルズ次官が国防省を代表してゐる。次官は作業班の代表だつた。具体的内訳については次官が説明される方がよい。

フィルバン この証人から他に質問はあるか。(答えなし)

ホール議員 作業班の報告の写しをお持ちか。

フィルバン 手に入ると思うが。

ケレハー 写しは一通もない。

ブライス それは是非、戴きたい。

エイルズ 私が証言をする際、説明する、一寸まつて戴きたい。

ホール 他の証人の話を聞いた後、バンディ氏にもう一度、質問する機会があるだろうか。

フィルバン もしバンディ氏に聞く質問があるなら、いまするようおすすめる。バンディ氏は他にも約束があるからだ。

バンディ どうぞ質問して欲しい。私は戦略的重要性に關する面だけの証人だ。

コヒラン 私はいま戦略について、あなたと意見を交わしてみたい。

バンディ どうぞ

(この部分、削除)

フィルバン コヒラン氏に申し上げたいが、誰かつきの証人に質問したらどうか、具体的な面についてわれわれに

答弁し、具体的に意見を述べられる証人が他にゐる。バンディ氏は全般的計画および国防省の立場から適用できる原則について証言する立場にある。

コヒラン 私には大いに興味がある。

(この部分削除)

バンディ ジョーンソン國務副次官の方が私よりよくお答えできると思う。

フィルバン ホール議員、私は國務省の証人に質問してどうかとあなたに申し上げようと思つてゐたところだ。

ホール 副次官あるいはバンディ氏が退席する前に、われわれは作業班の報告を戴けるか、それとも、その写しを取ることにするかをはつきり確かめたい。

フィルバン いずれ報告を入手できると思う。

ホール 私はもう少し、はつきりしたことを知りたい。

フィルバン 報告は入手できる見込みだ。

ホール 私はいま証言した人の略歴を示した写しを戴きたいと思う。

フィルバン バンディ氏のか。

ホール そうだ。

フィルバン なにか文書をお持ちか、それとも、委員会に提出されたものしかないか。

バンディ 経歴を記した文書の意味か。

ホール そうだ

バンディ あいにく今は持つてゐない、済みませんが、用意して置けばよかつた。

フィルバン あなたはこの証人の経歴に關する資料を希望するか。

ホール そうだ、証人は証言の始めにマクナマラ長官の副官、あなたは國務長官の副官として出席したといつた、だから私は証人がどのような地位にゐるか知りたいのだ。

バンディ 私は國際機關問題担当の次官補代理である。この地位は主に国防省の政策問題を取り扱うところである。そして私の平常の仕事は軍事援助計画であり、これは基地問題と大きな關係を持つてゐる。

私がこの聴聞会に出席したのは国防省全体として、この法案に対し政策上の關連を持つてゐるからであり、また、

国際情勢資料

この法案をはつきり支持する国防省の政策上の立場を明らかにするためである。われわれは軍事的立場以外の要素もあると思うが、これとは離れて、厳密に軍事的見地から支持する必要がある。

フィルバン ホール議員、もつと質問があるか。他に質問希望の方はいるか。(答えなし)もしなければ、これだけにしたい、ではつきにエイルズさん、発言してもらいたい。なにか声明を用意されてきたか。

稀有な戦略基地

エイルズ はい、私は陸軍次官のステファン・エイルズである。私は琉球に関する特別作業班の国防省代表の一人だ。

私はアメリカにとつての琉球の重要性について皆さんと意見を交わし、支出権限額を年間二千五百万ドルに引き上げる法案H・R・一〇九三七号の採択をお願いする機会をえて喜んでゐる。この支出権限の引き上げで琉球諸島への経済援助を拡大することができ、それによつて、われわれ

の責任を果たすことが可能となる。

アメリカが対日平和条約第三条によつて与えられた行政上の全権を琉球で引き続き行使すべき理由はただ一つである。それはバンデイ氏も賢明に述べていたように琉球諸島がアメリカおよび自由世界に対し、稀有な戦略的価値を持つてゐることである。

沖繩にあるわれわれの基地は不可欠である、本委員会はこの点を理解する特殊な立場にいる。大統領も三月十九日に述べている通り、「これらの基地に配備された軍事は極東平和への脅威に直面し、わが国の戦争阻止力を維持するうえにこのうえなく重要である」。琉球諸島のわれわれの基地は日本から東南アジアに至る巨大な弧のなかにあるわが同盟諸国に対し、必要の際にはアメリカが助けにやつてくると単に意思だけでなく、その能力をも保証するのに役立つ。われわれが琉球諸島に対しわれわれの統治権限を完全無欠に維持し続けなければならないのはこのためであり、また、このためだけである。(質疑は削除)

国際情勢資料

昨年七月に琉球を訪れた際、私は琉球におけるわれわれの軍事的安全とアメリカの立場の安全度について、アメリカの責任ある当局者が懸念を強めてゐることを目の当たりにみた。私はわが国の唯一の管轄権の下にわれわれが琉球で享受している軍事的機動性の自由が著しく損なわれる恐れのあるような前兆がかなり目につくことを知った。また琉球住民の間には不満が高まったことを物語る証拠がみられた。これは軍事占領の終結を望み、われわれが経験してきたのと同じ程度の自発的協力とわが国の統治に対する国際的承認を引き続きわれわれが享受することをわれわれが当たり前だと思つてゐたことを示すものである。

(以下削除)

エイルズ 彼はこの委員会で意見を述べ、具体的な事柄について、質問に答えるため七千マイル(一万一千二百キロ)もの距離をいとわず、やつてきたのだ。

フィルバン われわれは大いに多とする、彼の証言を聞くことはきわめて有益だと考へる。

エイルズ 私はもう少し背景を説明したいと思う。

フィルバン 発言をささげるつもりはないが、本式の声明のほかにも多少の意見の表明を行なう際には、われわれの方にはあなたの証言に関連して多少の質問をすべきだと思ふ。

エイルズ 御注意を感謝する。ただ一言申し上げたいがもし沖繩の現状をそこにおける問題の性質は何かについて語りたいたすれば沖繩について直接、語ることで最上の人物が今日、ここにきてゐる。

フィルバン それはわれわれの知りたい肝心の点だ。つまり、われわれはあらゆる証言をえたいと思つており、それがかなえられるものと確信してゐる。

作業班長はケイセン氏

ノーブラッド下院議員 沖繩の人口は概略どれ位か。

エイルズ 約八十五万人だと思ふ、正確にお伝えしよう。

キャラウエー 八十五万から九十万の間だ。

ノーブラッド 沖繩だけでか。

キャラウエー いや琉球全体でだ。沖繩には七十五万人

住んでいる。

コヒラン 出生率はどれ位か。

キャラウエー 人口の増加は一年間に約二万人だ。そして幼児の死亡率は〇・四％以下できわめて低い。

エイルズ 証言を続けさせて戴こう。琉球高等弁務官キヤラウエー將軍の深い懸念と將軍からの直接の勧告に従い、経済状態と社会状態が琉球住民の不满にどれ位、響いているかを調べ、琉球におけるアメリカの立場を改善するにはどのような措置が必要かを決定するため昨年八月、大統領によつて各省代表からなる作業班が設置された。

ホール博士(下院議員)が作業班の顔ぶれを聞いておられたので、作業班の構成を申し上げ、これを記録にとどめて戴こう。班長はカール・ゲイセン氏である。ゲイセン氏は今も、ホワイト・ハウスのマクジョージ・バンディ(注)国家安全保障担当の大統領特別補佐官)の次席をつとめている。バンディ氏はいまさつき証言したウイリアム・バンディの兄に当たる。ゲイセン氏の現在の肩書きは国家安全保障担当大統領特別補佐官である。

そして作業班が組織された当時、ゲイセン氏は同じオフロイスでウォルト・ロストウ氏の直ぐ下にいた。ロストウ氏は当時、ゲイセン氏が占めている地位にいた。それで正しいか。

ジョンソン 國務副次官 正しいと思う。

エイルズ 作業班にはこのほか國務省からジョン・ステイブス氏が参加していた。ステイブス氏の後任にエドワード・ライス氏があつた。その正確な肩書きはなんだつたか。

ジョンソン 彼は極東担当國務副次官補だつた。現在、アフガニスタン大使をしている。

フィルバン ライス氏が後任となつたのだね。

ジョンソン そうだ。ライス氏がいま極東担当國務副次官補になつている。

エイルズ ところで一寸、申し上げたいがステイブス氏の個人的経験が作業班にとつて大いに役立つた。なぜかというステイブス氏は國務省での長い経験を持つている立派な人物であるだけでなく、七、八年前に、沖縄で政

治顧問を二年間勤め、現地の事情を熟知していたからだ。私は国防省のメンバーだつた。また国際開発局(AID)からジョンソン・オーリー氏、労働省からジョージ・ウィーバー氏が参加した。ところで作業班には専門家グループがついていた。

フィルバン オーリー氏はどこに属していたのだつて。

エイルズ 彼は国際開発局である。

フィルバン 軍人か國務省の職員か。

エイルズ AIDはザ・エイジェンシー・フォー・インターナショナル・ディベロップメントで今日、國務省の管轄下にある。オーリー氏は長く、この分野の仕事にたずさわつており、われわれを援助する資格を大いに備えていた。専門家グループはジョンソン・カウフマンという人物が長となつて設けられた。カウフマンは経済学者で、私の長年の知り合いである。彼は作業班が設置される直前まで、イランのフォード財団で二年間働いていた。

カウフマン氏は沖縄へ行った専門家グループの責任者だつた。これには國務省からヘンリー・ブロードディ氏とキン

グドン・スウェイン氏が、そして陸軍からはベンジャミン・エバンス准将とエドワード・アレン大佐、ジョン・シッターソン大佐を派遣した。アレン、シッターソンの二人は今も、この席にきている。これらの人々は作業班の軍事代表たちだつた。AIDからはL・アルバート・ウィルソン氏そして労働省はジェームス・D・フーパー氏を送つた。専門家グループの顔ぶれは以上のようなつた。

ケイセン 報告は傑作

ブライス 私から意見を述べてよいか。

フィルバン どうぞ。

ブライス 私は作業班の報告を少なくとも何項目かはみる機会があつた。そして作業班が沖縄問題に対し慎重な態度で臨んだことについてケイセン博士を称えたいと思う。作業班が沖縄へ行くずっと前、たしか、作業班が設けられた後だつたと思うが、作業班は沖縄視察議員団の手になる古い調査報告を丹念に調べていた。私は彼らが一九五五年に沖縄へ行った本軍事委員会の特別小委員会の調査結果に

注意深く目を通し、いざ現地へ向かう際にはわれわれの報告は彼らの頭のなかに入っていたことを知っている。彼らは沖縄問題に対し、きわめて注意深い態度を取ったと私は思う。こうしたわけで私は作業班を称えたいと思う。

エイルズ 私は事実を抜き出し、問題を分析するという作業を、これほど徹底的に行なつたグループをいまだかつて見たことがない。私はあえてそう申して置きたい。

「委員会は報告書をみる事ができるか」というさつき質問のあつた点についてだが、私個人としては、もし本委員会が報告書を読んで下されば喜ばしいことだと思ふ。あの調査は素晴らしい出来である。報告書は沖縄における問題を最大限に明確に描き出している。

報告書はきわめて説得豊かに解決策を勧告している。ブライス 私はこう提案したい。報告書を参考資料としてケレハー氏に渡し、軍事委員会の事務室で軍事委員たちがこの報告書をいつでも読めるようにケレハー氏が取りはからうのだ。これは合同原子力委員会で行なつたやり方だ。こうすれば報告書は決して委員会の部屋から外へ出る

ことがない。

フィルバン それはよい案だ。ケレハー氏に報告書を渡して置けば委員たちがそれを読める。また、あなたは今日、報告書の勧告について討議する用意をしてくれている。口頭でそれができるね。

エイルズ はい。
フィルバン 報告書には委員たちと口頭では審議できない要素があるか。

エイルズ 報告書のなかの微妙な部分は追加援助に関連して、いかなる措置をアメリカがとるかという事項とは無関係である。

フィルバン なるほど。

(この部分削除)
フィルバン われわれはもちろん、審議中の法案と関連した情報をうることに関心がある。われわれはそれ以上にまで立ち入りたくはない、だがそうした情報を知るためには、もちろん報告書をよく調べる必要がある。

エイルズ さきにも申した通り、私は心から本委員会が

報告書に目を通すよう期待している。私は皆さんにこの報告書を推薦する。もし、それができれば……。

フィルバン ブライス議員の提案は委員会で承認のうえ採用できるだろうと思ふ。そうならば、それを開いて読み内容を確かめたい人達のために報告書はケレハー氏の下に保管されることになる。

沖縄政策の手直しが必要

エイルズ 結構だ。ところで私はいままで述べたことくり返しになるところもあるが声明を読み上げたい。ケイセン博士および専門家グループは情勢を直接、手にふれて調べるため琉球で数週間を過ごした——私の感想をいえばワシントンで約二カ月間、それ以前の沖縄に関する調査をきわめて注意深く調べる仕事をした後、高等弁務官とその補佐官および、琉球住民のあらゆる階層の代表たちと協議した。

一行は駐日大使と話し合うため東京へも赴いた。作業班は専門家グループの調査結果を検討し、かなりの期間、研

究を行なつた後大統領に報告書と勧告を提出した。本委員会に提出されている対琉球援助の支出権限を年額六百万ドルから二千五百万ドルに引き上げるとの法案は作業班の勧告の直接的な結果である。私はこの要請を筋道立てて示すため、大統領によって採用された作業班の勧告を概括的に説明したい。

(この部分削除)

さて、その声明中の核心点に到達する。それは私がそうだったように沖縄問題を絶対的に冷静に取り上げればすぐさま問題として感ずる点である。

琉球におけるアメリカの態勢はかつて支配的だった環境下では短期の活動には十分、即応できる。しかし四圍の情勢は変化しつつあり、いまや、われわれが長期的要求に備えなければならぬことは明らかだ。われわれは長期的な事業に備えて若干の手直しをする必要がある。

(この部分削除)

もう一つ付け加えるならば、大統領声明のなかの行政命令をみると、現地にいる彼は定期的に国防長官に発展状況

国際情勢資料

を報告するようになっていくことがわかる。

ホーレル その声明の点だが、いままでの行政命令の際には陸軍長官に報告することになっていたが、今度はどうして国防長官に対してなのか。

エイルズ 私は陸軍長官を通じて国防長官に報告するものと考ええる。

フィルバン 国防長官は陸軍長官に権限を任せているのではないか。

エイルズ そうだ。彼の報告は陸軍長官のところに送られ、われわれを通して国防長官に送られる。

フィルバン 国防長官にか。

エイルズ そうだ。(以下削除)

(審議削除)

フィルバン 年間の税収入のうち、日本にはどれ位、収めているか。

エイルズ 戦争前にか。

フィルバン いや最近だ。

エイルズ 日本には全然、収めていない。

フィルバン 琉球が最後に収めたのは何時か。

エイルズ それは第二次大戦前だろうと思う。調べればわかる。

フィルバン 琉球は日本に一文も収めていないが、日本から昨年、二百万ドルを上回る何がしかを受け取ったのではないか。

エイルズ そのとおりだ。琉球は現在、日本に一文も税金を収めていない。

支出権限に強い関心

ブライス われわれはあなたが、琉球が何を必要としており、何を求めており、いかなる形の計画にわれわれが参加しようとしているかを説明できると思うがどうか。

エイルズ 作業班の報告は琉球へ行った作業班のメンバーの何人かは経済学者だった。ケイセン氏自身もそうだし、カウフマン氏もそうだ。そして彼らは少なくとも問題の輪郭は何か、全体の額はどれ位かを見きわめようと思念に努力した。いま、ここに追加援助を必要とする分野を

一般的に描き出した表を持参しているが、必要な手順を踏んで本委員会にこれを提出したい。

ブライス あなたは支出権限額がどれ位になるかなどといった情報について答えられるか、それともキャラウエー將軍の証言を待つ方がよいか。

エイルズ 私よりキャラウエー將軍の方がずっと適任である。だが答弁者として將軍が最適切かどうかはわからない。ここにオフラハティ氏がいるし、沖繩問題の調査に当たった人達もいる。

ブライス 以前の支出権限額を教えてもらえまいか。そして今後の見通しも。

エイルズ 御希望の統計はなんでもおみせすることができ。私はここに統計の書類を沢山、持参している。どんな性質の統計が必要か指示して戴ければ、それをさがし出せる。琉球関係の資料は非常に沢山ある。

フィルバン 続けて発言してもらいたい。その後他他の証人に出てもらう。

ブライス この関係の情報は法案を支持するうえに大い

に重要である。われわれが確実にそれを記録に残すため、こうした質問を誰がさげられるか知りたい。

エイルズ いまも申し上げたように適当な時期に私より細目を説明するには適している者が出席しよう。過去の援助についての資料は持っている。私はブライス議員が六百万ドルの金額について、当初はこれを限度と決めなかつたと発言したのを聞いて興味を覚えた。ずっと以前ではなく、最近数年間の援助は私の記憶では二百万ドルが三百万ドル見当だった。

ブライス 六百万ドルにまで達したことはないと思う。

エイルズ そのとおり。

琉球のめざましい進歩

コヒラン 私は琉球諸島が日本の一県だった当時の日本帝国政府の役割についての歴史的資料に関し、ブライス氏

の見解に一寸補足をしたい。私にとっては、交渉を進めて行く場合に、注目を払い比較するために経済的、社会的資料がどうしても必要だと思われる。これは連邦議会の議員たちの理解を深めるうえにもまたきわめて重要だと思ふ。それゆゑ、私はブライス議員の言明を補足し、この地域における私の関心を強調したい。

エイルズ 私は戦前における沖繩と日本との内部的関係についてわれわれがどのくらい資料を持っているかを是非知りたい。われわれは戦後については信じ難いくらい沢山の資料を持っている。戦前についても若干の資料があるかもしれない。

コヒラン 肝心な点はこうである。私のみるところでは問題は今日、いぜん山積しており、問題は現実在即して解決しなければならぬが、事実をいえば、アメリカが琉球にいる結果、非常に大幅な進歩がみられたということだ。エイルズ その点は問題ない。私は過去三年間における沖繩の総生産に関する資料を持っているが、これによると総生産は約二〇%の率で増加している。そして収入もほぼ

同じ率でふえている。われわれはこれらの統計についての私の記憶を書き取るよりも記録のなかにはつきり書き込むことができると思ふ。

(以下削除)

土地に対する強い執着

アレンズ下院議員 琉球において、率を固定してみた場合十年前と比較して現在の生活水準の上昇の割り合いはどの程度であろうか。換言すれば月にむかいつつあるのか、妥当な水準に達しつつあるのか、それともなおその生活水準はきわめて低いのか、つまりその上昇率は識別し得る程度か、妥当なものなのか。

エイルズ 十年前にくらべて、はるかによくなっていることは疑いない。アレンズ それはすでにあなたがいわれているところだ。

エイルズ この資料の山の中には、まだあまり進歩していないことを示すものもあるかもしれないが、圧倒的に多し。ドルは彼らにとつて大したものではない。もしこういうのが間違っていたら、直して頂きたい。あなたはそう思われなかつたか。

ブライス その通り。それは七年前のことである。

ノーブラッド その通り。

ブライス 当時彼らはさらに土地を奪われるのではないかとおびえていた。

ノーブラッド われわれが出掛けたのもそのためである。われわれは、「ドルを沢山あげよう」といつたが、彼らは「われわれは自分たちの土地が欲しい」と答えた。

ブライス 同地は厳密な意味での農村経済から実際には工業、サービス経済に変わりつつあつた。当時、このことは彼らにとつて非常に深刻なことであつたし、現在でも深刻な問題だと思ふ。いまでも、われわれが取り上げた土地をかえすことを非常にのぞんでいる。

ノーブラッド われわれのあつたすべての村のグループは、土地の話しかしないように思われた。

ブライス その通り。当時の公聴会以来陸軍が同意し、

数の資料が生活水準の向上を示している。なお彼らの発展すべき余地は残っている。つまりわれわれの水準からいえば、そうよいとはいえないといつたらよいであろう。

コヒラン 一人当たりの所得と実質所得を示す数字があるか。

エイルズ ある。

コヒラン それは失業ならびに失業率を反映しているか。

エイルズ こうした問題はキャラウエー將軍にきくのがよいだろう。あなたの質問はキャラウエー將軍が毎日取り組んでいる問題である。將軍が核心をつかんでいる。ケレハト ブライス議員と私とその他の人々は沖繩に十日間滞在し、村から村へと回つた。レムニッツァー將軍も一緒だつた。われわれの理解では、彼らはドルないし円価についてはあまり気にかけていなかった。彼らが希望しているのは、大海軍基地や空軍基地にとられた土地を返して欲しいということである。彼らは何世代にもわたり、自分たちの家族のものであつた土地をのぞんでいる。アメリカの

実施に移された改革により、この種の騒ぎは随分おさまった。現在彼らは彼ら程度の規模の人口の世話をするのに必要な通常の社会施設に関心を持つていふことと思う。

ブライスマ法の精神

ノイブラッド この問題を提起したのは、このような事態をどう思うかについて意見をききたかつたからである。このような事態が変化しては是非ききたい。

エイルズ これらの問題については、キャラウエー將軍自身に話をして貰うのがよいと思う。「現在の態度はどうか人々の現在の不満は何か、彼らをいま一番悩ましているのは何か、それについて何かやつているか」キャラウエー將軍は沖繩で毎日軍帽をぬぐ時にこうした問題があつてゐる。それでよろしいか。お望みとなれば人口一人当たりの所得の統計を記録にとどめることができる。

アレックス ずつとその問題を取り上げることになる。エイルズ 私は大統領が実施に移した作業班の勧告の主要な三点について要約した。

次に、私がこれまで述べてきた範囲内でここに提出されている具体的な法案、ブライスマ法の改正案についてふれたいと思う。すでにケレハニー氏がこれについてふれているので私がこれを読み上げる必要はない。ブライスマ氏が記録に残した行政命令の前文をおぼえているが、この法律の前文も最初に可決された時、同じ問題を力説していた。前文は次のように述べている。

対日平和条約第三条によりアメリカに与えられた琉球諸島に対する権限を大統領が行使する上でアメリカが琉球諸島に対する権限を留保しつづけるかぎり、琉球諸島の住民の福祉を改善し、その経済的文化的進歩を促進するためあらゆる努力を払うべきである。

作業班の報告ががなりくわしく検討している同様の基本的構想についての場合の記録がある。

公法八六一六二九号、私の読み上げたのはこの前文だが、この公法は琉球に対する援助と、同島に在るアメリカ軍のために琉球政府が行なうサービスに対する同政府への支払い分として、総額六百万ドルを支出することを認めている。

一九六三会計年度においては約百万ドルが琉球政府への支払いにあてられることになつてゐる。さらに、現在までのところ実際の割り当ては授權額六百万ドルよりはるかに少なかった。

ブライスマ議員の主張は私の述べた点においてアメリカの与える援助は不十分であり、これを増加する必要は明白だといふことである。

われわれの、要請額ならびにブライスマ議員の提出した修正案によると、授權額は二千五百万ドルまで引き上げられることになつてゐる。われわれとしては毎年これだけ使わなければならないと思つてゐるわけではない。例えば一九六三年度についての授權要請額は二千二百万ドルである。しかしながら、この計画はその後の年度においてこれ以上多くの資金を必要とし、もつとも金のかかる年における予想し得る必要をみたし得るようになるには授權額二千五百万ドル全部を必要とするにならう。以上のような理由から、この修正案を承認して頂きたい。このあとジョンソン氏がこの法案と国務省のあつかう問題との関連における

その意義についての国務省の見解を説明することになつてゐる。

事情に通じたキャラウエー將軍

次いで高等弁務官であり、琉球の陸軍司令官であり、太平洋方面司令官の琉球における三年間の調整担当代表でもあるキャラウエー中將の証言もきいて頂きたい。キャラウエー中將は、われわれの要求している援助増加の必要とこの用途についてさらに詳細の説明を行なうはずである。合日キャラウエー將軍以上に琉球の問題についてよく知つてゐる人はいない。將軍自身、陸軍ならびに国防省に対し、われわれが琉球で直面している問題を正確につたえた人である。作業班の研究はキャラウエー將軍のこの問題に対する関心から生まれたものであるといつても差しつかえないであろう。ポール国務次官はたしか昨年六月か七月に沖繩を視察したが、その際キャラウエー將軍は自分たちが沖繩で直面していると考へる問題について同次官に深い印象を与えたので、同次官は、何か対策を考えなければなら

いと決意して帰ってきた。
私も一週間ほど後で沖繩に行つたが、キャラウエー將軍が私に述べたことに深く印象づけられ、將軍の話をもっときくために、ヘリコプターでの視察を辞退したほどであった。たまたま雨だつたのでどちらにしても行けなかつたようであつた。

作業班は沖繩における視察とワシントンにおける最後の会議に際して、將軍の助言は大いに有益であつた。將軍はわれわれをたすけるため、一緒に帰国した。

この作業班が琉球における事情を最もよく知つてい人から説明を求めることができるようわれわれは將軍がワシントンにきて、ジョンソン氏の証言のあと話をするため、ワシントンに來るよう要請した。

スタッフオード 大統領の特別作業班にはルワスコとかロスコとかいう名前の人がいたか。

エイルズ いたとしても會つたことはない。

ノーブラッド おそらくウォルト・ロストウのことだろう。

エイルズ いや、私の述べたのはウォルト・ロストウがガール・ケイセンが現在すわつてゐる國務省の職につく前にホワイト・ハウスの職員だつたことがあるというだけである。

アレンズ 大分前に私はこの問題全部について関心を示したところエイルズ氏は、私のところを訪ねてくれた。私はこれには深く感謝している。これで私には事情がよくわかつた。

アレンズ われわれは全部軍事的な面に関心を持つてゐる。問題はすべてこの軍事問題の政治的な面から生じており、この点はジョンソン氏とキャラウエー將軍が十分説明されることと思ふ。私はただ一つの点について問題にした。つまりわれわれは琉球で何をしなければならぬかということである。一九四八年にさかのぼるが、私はこれらの計画にたえず賛成してきたものの一人である。そこで私はこの点に関心を払つており、次の一、二の証人がこの点についてどう考えるかを全く卒直に述べることを期待する。この委員会——プライス議員と私はCIAの特別小委

員会の委員であり、しばしば秘密情報を入力したが、これらの秘密情報はわれわれがある程度均衡のとれた決定を下すことができるようにする上で非常に役立つ。

私は、この午前の會議の証人は少しもためらうことなく問題の背景を卒直に述べて欲しいと思ふ。この委員会は秘密を守ることができ——その点ではこの委員会の評判は高い——しかもそれが秘密証言かをはつきり知つてゐる。私はこのような法案が下院の本會議に上程した際、多数の質問を受けて困難に直面する場合の答えを予見できるように、われわれとしてはこれらの質問に答えられるだけの準備をして本會議にのぞみたい。

御承知の通り、対外援助は、今年これまで例をみないほど難航している。そこでわれわれは、いまここで何をやつてゐるかにつきわめてはつきりさせ、いつでも質問に答えられるだけの準備をととのえなければならぬ。

北ア基地との関係

プライス それに関連し、われわれがこの問題と対外援

助の問題を混同しないようにするため、たとえば北アフリカで、われわれが、基地を持つてゐるところで地代としてどの位をとつてゐるかといった資料はあるのが、私として問題にしたいのは、たとえ沖繩で二千五百万ドルを使つたとしても、モロッコに基地を一つ維持するより安くつくと思ふ。

アレンズ その通り。

プライス この額は一つの基地を支持してゐるのではなく、全活動についての費用である。

エイルズ 私は正にその点についての比較をきいたことがある。われわれは沖繩には巨額の投資を行なつており、われわれが沖繩で払つてゐるのは火災保険のようなものである。それは非常に安いプレミアム、それも世界の他の地域で基地を維持していくのに同様高い費用を払つてゐることから考えれば、とくに安いものである。事情は全く異なつてゐる。

ホール われわれが征服、解放、あるいはそこに主権を持つものとの間での条約上の権利によりこれらの基地を占有

する場合と、他の主権国家からこれを借りるのでは基本的な差がある。

ブライス その通りかもしれないが、この場合は基本的な差ではない。なぜなら、北アフリカもわれわれは征服および解放によつて進出したといつてもよいであろう。フィルバン それはわれわれの世界的な基本戦略と関連している。

ブライス 要するにわれわれはすべてこの地域の軍事的重要性については意見が一致しているのであり、琉球がその施設をもうけ得る唯一の場所だということでも同意している。

さて、われわれがこれらの基地を長期間持つための最もよい方法は何であろうか。われわれは今後長期にわたつて同地にとどまるであろう。その点は沖繩人に對し、いつかは日本に復帰することはあつてもそれがずつと先のことだということをつねにはつきりさせている。われわれは東南アジアおよび世界の平和を維持するため必要と考えるかぎり、そこにとどまるつもりであることをはつきりさせてい

る。その場所が必要であるということは誰も異存がないと思ふ。

そこでわれわれとしては、われわれがそれを留保できるような何らかの形をつくり上げなければならぬ。

フィルバン 次の証人は政治問題担当國務副次官U・アレキシス・ジョンソン氏である。

政治的な三つの面

ジョンソン ブライス議員は問題を非常によく説明された。私も問題がここにある。エイルズ氏およびバンディ氏がこの地域の軍事的重要性について述べられたことにも同意する。國務省当局は全くこの点に同意する。

極東における長い勤務の経験から、私は沖繩が自由世界の安全上これまで持つていた重要性ならびに今後持ちつづけるであろう重要性を評価する上では、誰にもおとらないであろう。そこでわれわれは沖繩がわれわれの国防上重要であり、将来無期限に重要性を持つとの前提から出発する。したがつて、われわれが沖繩ならびに日本の人々との

間のできるかぎりの最も協調的で友好的な関係を保つことの重要性は明らかである。

さて、われわれが、沖繩にとどまる能力について実は三つの面がある。第一はいうまでもなく琉球人自身の態度である。エイルズ氏がすでにこの点にふれ、キャラウエー將軍も私よりはるかにうまくこの点についてナマの話をすゝるものと思う。しかし私からも二、三申し上げたいことがある。

第二の点は琉球に関する日本とわれわれとの関係である。われわれの日本との関係は徐々に改善されつつある。日本は極東における重要な勢力である。われわれが全般的な関係でも琉球との関係についても日本と協力関係を維持できるかどうかは大きな問題である。

そして最後にわれわれの全世界にわたる国際的立場があり、われわれが琉球にとどまることを自由世界の他の国々がどう見るかの問題である。

琉球人の心理

第一に琉球に関しては経済事情についての言明があつた。経済事情は重要である。しかし心理的な面について二、三指摘したい点がある。エイルズ氏はこの点にもふれた。琉球の人々の心理的な問題はおそらく経済事情とはほゞ同様の重要性をもつてであろう。第一の問題はいうまでもなくこれら九十万人の人々がアメリカ領における地位と利点をもたないことである。彼らはハワイやアラスカのかつての立場ないしは、プエルトリコあるいはグアムのような地域の人々の現在おかれた地位をもつていない。彼らはアメリカ人として考えられてもいないし、アメリカ人として扱われてもいない。われわれは琉球人を永久にアメリカに編入するつもりもない。したがつて彼らは将来アメリカに近づくといい見通しをもつていない。それに琉球は小さすぎるし、したがつてわれわれがもはやそこにとどまる必要なしと判断したときには独立の国家として生き残るための資源をもつていない。当然のことながら彼らは彼らなりに将来の方

向を考え、目を日本に向けている。
そこで心理的な問題としては彼ら自身がアメリカ人でもなければ日本人でもなく、そうかといつて自分自身を独立国琉球諸島の琉球人とも考えていない点にあるともいえる。

たとえばもつとも具体的な問題として、彼らが海外旅行をするとき高等弁務官は、旅行用書類をわたすが、これは旅券ではなく海外の税関や移民関係の役人がこれを見て「君は一体日本人なのか、アメリカ人なのか」と不思議そうにたずねることとなる。この間には「いや、私はどちらでもない、私は琉球人でありこれが琉球当局の旅行用書類である」と答えることになる。

細かいことになるがこの書類では、査証料の免除、その他の資格をあたえられない。私が海外に勤務しているとき琉球人を扱った経験がある。彼らは面倒な事態に直面するとアメリカの領事館にいったものか、日本の領事館にいったものかわからない。この点についてわれわれは日本側と協力しているが、とにかくどつちつかずの立場からこのよ

うな問題がおこってくる。

もう一つ小さな点だが琉球の船には国旗がない。琉球の漁船が航海にでるときには、国際信号旗で国を意味する旗をかかげている。

第二次大戦前、日本のもとにあつた時には琉球人は軽視されていたことはまちがいないのだが、それにもかかわらず琉球人は自分達を日本人と考えている。彼らは十七世紀のはじめにさかのぼる日本との人種的、経済的、文化的な長い密接な関係をもっている。その途中、一時琉球王が北京に貢物を献上した時期があり、ばく然とした中国の宗主権が及んでいたことがあつた。しかしながら一六〇〇年代のはじめ以来その結びつく相手が主として日本であつたことは明らかである。そして十九世紀の後半、彼らは正式に日本領に編入された。キヤラウエー將軍は琉球人に関する限り自分達の長い目でみた将来が日本ともにあると述べることを支持されるであらう。

彼らは日本が第二次大戦後、すばらしい発展をとげたことを知っていてよかれあしかれ自分達の進歩が、日本の進

歩に追いついていないと感じている。彼らはわれわれが長期的にみて彼らをアメリカに編入しようとしていないところから当面彼らをアメリカに近づけようとする試みを恨んでおり、また彼らの日本との結びつき、自分達が日本の普通の県であつた場合、当然ある結びつきを邪魔しているようにみえるあらゆるものを排撃しようとする。こういうところから心理的な問題である。

日本人の沖繩観

さて日本ではまた別の問題がある。日本人は私がいつたように、第二次大戦以前はある程度軽視しておきながら、今では琉球人に対し強い同一視の気持と責任とを感じている。こういう気持は政治的にくりあげられたという面もあるが、それにもかかわらずこれは非常に現実的な要素となつている。

ノーブラッド 第二次大戦前は琉球から日本の議会で代表を送つていたのか。
ジョンソン 送つていた。彼らは一つの県を構成し、二

部の他県と同様、経済的には貧しい県ではあつたが、とにかく完全に日本に編入されていた。

ソ連は現在、北方で千島、ハボマイ、シコタンといった島を占領しており、日本人はその返還を望んでいるが、これらの島々の人口はきわめて少なく、戦前の日本でかなり人口をもちながら現在日本ときりはなされているのは琉球だけである。そのため、日本人のこういう感情は主として琉球に向けられている。

フィルバン 千島の人口はどれくらいか。

ジョンソン 千島に残っている日本人の数はいたとしてもごく少数である。

フィルバン 沖繩よりはるかに少ないであろう。

ジョンソン もちろん、その通り比較にならない。

フィルバン 世界でわれわれが完全な内政権をもつているところでこれと同様のとりぎめを結んでいるところがあるか。

ジョンソン これはユニークなものである。われわれは日本との間で、日本があたえる援助の基準をきめる交渉を

おこない、われわれの目からみればその援助がわれわれの望む方向に向けられるようにし、日本側からすれば「琉球にいる同国人の面倒がみられるようアメリカと交渉したいえるようにすること」を提案する。

フィルバン あなたはそうすることがわが国の利益となり、日本だけでなく琉球諸島における世論をも満足させられると考えるのか。

ジョンソン その通り。大いにそうなるであろう。

フィルバン それがこの法案の目的である。

ジョンソン その通り。

フィルバン これらの島を日本に返還する見込みはさしあたつてないが、あなたは日本と琉球とを同時にある程度満足させることのできる協力の基盤をつくることのできるかと考えるか。

ジョンソン ある程度満足させること、これがわれわれの目標である。

(この部分削除)

ランクフォード下院議員 日本とアメリカとが協力して

琉球人を援助するという場合、日本側のおこなう援助はしるばかりなものか。それとも実質的なものなのか。たとえば一九六三年度の予算案では、琉球援助費として一千二百万ドルが要請されているが、日本側もこれに相応する援助をあたえることになつていないのか。

ジョンソン 必ずしもそうではない。われわれは、われわれの拠出分の方が多く日本の拠出分の方が少ないだろう。

ランクフォード 琉球の人々は援助のうち主要な部門がアメリカから来ていることを知つていないか。

ジョンソン もちろん、この援助の額をどのくらいとしようとする援助を行なうかについては日本と協議しなければならぬ。ライシャワー大使は、キャラウエー將軍と密接に協力している。二人は他の問題の場合と同様この問題でも密接に協力している。

ランクフォード すると日本の援助は……。

ジョンソン 補助的なものといつてもよいだろう。それは日本政府の立場からすれば、琉球に対する関心をはつき

り示すものであり、われわれの立場からすれば、われわれのやつていふことに對する補助である。われわれはこれを日本との形式的な協力作業とは考えない。

ランクフォード 日本の援助は実質的なものとなるか。

ジョンソン 日本人が真の寄与を行ないうる面がある。

例えば一部の技術、医学など——この点についてはキャラウエーの方が私よりこまかい話ができる。技術面では日本人は寄与し得る面が多い。

潜在主権の問題

さて、これと関連したことが、東南アジアの低開発国の発展にもつと寄与するように求めている。したがつてわれわれはたとえばタイの発展に寄与するよう求めておきながら、われわれが日本の主権を認めている琉球については日本の援助を使うわけにはゆかないとはいえないであろう。

ホール われわれは何を認めているのか。

ジョンソン 日本はなお潜在主権を持つている。われわれ

れは日本が潜在主権を持つことを認めるものである。この言葉は……。

フィルバン 条約の中にあるのか。

ジョンソン いや条約の中ではこの言葉は実際には用いられていない。

ホール そこが問題だ。

ジョンソン 実はこの潜在主権という言葉はダレス氏がこの言葉をサンフランシスコ会議と上院審議の際に用いている。

フィルバン これはダレス氏の解釈についてのきわめて明確な考え方である。

ジョンソン これはダレス氏の解釈である。

フィルバン それは潜在主権だということか。

ジョンソン その通り。

ホール 第二頁第二段にある主権領土とは何をさすか。

ジョンソン われわれは琉球について主権を主張してはいない。われわれには主権にともなうあらゆる権利を行使している。

ファイルバン その通り。

プライス ダレス氏の言明以来沖縄についてその言葉をつかつた声明ないし演説はないはずだと思ふ。

ジョンソン その通り。

コヒラン 私はジョンソン氏のこの問題全般についての扱い方と彼らにアメリカとの結びつきをもつと強く感じさせるような国家としての識別ないしは保護領あるいは信託領としての地位を与えるような社会的政治的な発明をしようとの関心があきらかにないことを気にしていた。どうすることができるとかについて調査が行なわれたことがあるか。ジョンソン この点は第二次大戦直後考えられたといつてよいであろう。当時琉球を独立させようかという考え方があつた。何か琉球人の民族主義というものがあるとの考え方があつた。しかし、そうしたものは一度も現われず現在彼らがそうした考えを持っていないことはきわめて明白である。

コヒラン しかし彼らがどつちつかずで多かれ少なかれ二重性を持つてるといつたのではない。

ジョンソン その通り。

コヒラン あなたはまた、われわれが彼らをもつと強く彼らを同一視するような提案を行なわなかつたと述べた。そのことは琉球人に対するわれわれの立場について何か意識的な決定が行なわれたことを意味しているのか。

ジョンソン その決定は実際に条約の中で行なわれている。条約の中ではわれわれが琉球を永久にアメリカに編入しようとしないうことを決定している。条約は日本に対してわれわれが信託統治、国連による信託統治を求めるところを黙認すると規定している。しかし種々の理由からこれは行なわれていない。いふまでもなく信託統治は低開発国がいつかは独立すべく前進するという概念をともなつていふ。琉球人は自分たちを独立の方向にむかつて進んでいると考えていないことは明らかである。彼らは自分たちが日本に復帰することを考えている。

プライス 一九五五年同地を訪問した頃、私は当時の琉球政府主席比嘉氏と同島中を同乗してまわつたことをおぼえているが、彼らは自分たちを日本人だと考えていること

をつねにはつきりしていた。

ジョンソン その通りです。

プライス そして事態がかわれば彼らは日本にもどるだろう。それ以外には考えられない。

ジョンソン 彼らは日本の偉大な発展をみている。それはきわめて大きな引力である。彼らは日本の産業、教育をみて日本を世界の大国とみなしている。

プライス そしてすべてを友好的な立場から考えている。

現実的な妥協案

コヒラン 社会学上、相互関係上の問題としてわれわれはそこにあり、今後も長い間とどまるであろう。私は非常に短い滞在だったが、非常にギッシリつまつた日程で同地を訪れた。その際の印象ではこれらの島々で非常にアメリカ化が進んでいるようだった。那覇の町の一部はカリフォルニアのバークレーのようにみえるところがある。

琉球の人々は変わりつつある。必要な社会的、政治的支

持が与えられさえすれば、国家を持たない民との批判を少なくするに違いない政治的、国際的な工夫によつてわれわれの結びつきと同一視を強化できるものと思う。私が本心に心配しているのは、われわれが彼らのことを真に提携している人々として考えたことがあるかどうかということである。いふまでもなく、そう考へないことは彼らを拒否すると同様であり、彼らはそれに対して相應の反応を示しているのである。

ジョンソン そうしたことはなかつたといつてよいだろう。われわれはこのことを基本的に軍事面から考えてきた。エイルズ氏やバンディ氏が指摘された通り、われわれはまず琉球を短期的な立場からみている。それがいまでは無限の将来について考へているのだが、その観点はなお軍事上の必要ということである。琉球をアメリカに永久に政治的に編入するという観点から、この問題をみたことはない。その見方はわれわれにとつての大きな飛躍である。

コヒラン 私は何も彼らを完全なアメリカ人にしろといふのではない。しかし何か中間的な立場があるはずであ

る。そしてわれわれが長期にわたってそこにいるということ自体がどうしても同地の人々との間の相互作用を生み出す。それは建設的なものとなる場合もあるし、そうでない場合もある。それが建設的なものとなるのがのぞましいが、私には、これが社会的な発明にかわり得るもののようにみえる。

私はわれわれが中間的な提案さえ考えたことがないように思われる。われわれは過去における国際的な型、信託統治という固苦しい概念その他、過去の経験にたもって考えてきた。

これはやや無関係のことだが、私は問題の他の側をみてゆきたい。そうすれば結局日本との同化以外の道はないことになる。

フィルバン その通り。

ジョンソン 現在のところその通りである。問題は一つの妥協としてこれに卒直に同意することである。われわれは心ななかりそこにとどまるという目的を達するため、関連するあらゆる要素についての妥協をはかることである。

沖繩の社会的計画

ジョンソン これまで発展的な過程をたどってきた。今度の計画もこの発展過程の一段階である。
コヒラン しかしわれわれの政策立案にあたって、期間をどう考えているか。私が質問しているのは同島についての実際に計画にあたって多くのあやまりをしてきたことが明らかだからである。私には、われわれが同地にきわめて長い間とどまるつもりがあるとは考えていないような人がいるように思われる。われわれは、同地にどの程度とどまるかについてかなりはつきりした考え方をまとめたので、十分な計画立案の基礎ができたと思う。ところで私の質問は、われわれのいまたてている計画の期間はどのくらいかということである。

ジョンソン いまわれわれが論じているこの計画は最初の五年計画である。これは何も五年経つたらもはや効力を失う。

失するといふわけのものではない。

コヒラン わたしのいう意味がおわかりだろうか。

ジョンソン わかつている。あなたのいわれることは非常によい。

コヒラン 何らかの妥協な一定期間の計画をたてることのできるのであれば、全般的状況に何らかの聡明な改善をはかることができるのではないだろうか。これはわれわれの目的遂行にこそ役立つであろう。

ジョンソン この計画の目的は、琉球住民と日本の結びつきを一そう密にすることにあり、日本および琉球人がそれぞれ、これならよいと思う関係をつくりだすことにある。プライス いま質問があったことだが、われわれはこの計画をいつまで続けるつもりであるのか。この点に関してダレス氏が述べられたことを読み、これを記録に残しておくべきだろう。

一九五三年十二月二十五日に奄美大島が日本へ返還された時、ダレス長官は政策声明を発表した。その中に次の適切な部分がある。

アメリカ政府は、自由と安全を目的とするアジアおよび世界の自由な国々の協同の努力が成功するためには、極東に脅威と緊張の状況が存在するに限り、アメリカが引き続き残りの琉球諸島における権力と権利を行使することが是非とも必要であると考える。したがってアメリカは自分のあいだこれら諸島の管理者としてとどまるつもりである。

コヒラン ではこの点を考慮し、またこの部屋にいるわれわれが知っているように、若干の期間にわたって果たされるわれわれ自身の国家政策計画および軍事計画を考慮し技術上その他のあらゆる変化を考慮しても、少なくともわれわれは多くの年月にわたる計画をたてることのできる—そういうことになると思われる。

これら諸島に関するかぎり、ほかのすべてと並行して社会的計画をたてなければならぬ。

ジョンソン 社会的——全くお説のとおりである。本計画の一部は、社会的計画を日本のそれと足並みをそろえることにある。アメリカのそれとは異なる。

コヒラン として日本政府の協力を得て。

ジョンソン 日本政府の協力を得ることになっている。この場合の努力の一つはまさにそうすることである。目標はアメリカの水準でなく、日本の水準と一致するものである。この計画にはエイルズ氏が言及したように、医療、教育の機会といったものをふくめることになっている。そうすれば琉球住民は、アメリカの水準や他の水準を目標に設定するよりも、比較的円滑に容易に日本に適應することができるだろう。アメリカやその他の水準は日本の水準と著しく異なっており、復帰という時に苦痛をもたらすだろう。われわれは他日復帰する場合の諸問題を最小限度に抑えたいと努力している。

コヒラン われわれが日本市場に自由に輸出できるのかどうか失念したが、琉球住民は日本市場に自由に輸出できるのだろうか。

キャラウエー 全面的に輸出できる。

ジョンソン 問題の一端は、琉球の経済状態が戦争前にくらべれば比較的良好にもかかわらず、その水準が日本の

水準に比べて低いことである。琉球住民の経済的環境は、急速に工業化を進めつつある日本のそれと全く異なると言つて差し支えない。

極東緊張の継続

ブライス 潜在主権の問題に関して、記録のうちにさらに裏付けを得たい。ダレス氏が潜在主権に関して声明しただけでなく、一九五七年六月二十一日のアイゼンハワー岸共同コミュニケに次の一節がある。

首相は、日本国民が琉球と小笠原諸島の行政支配を日本に返還してもらいたいと強く望んでいることを強調した。大統領は日本がこれらの諸島に対し潜在主権を有するというアメリカの考え方を重ねて確認した。しかしながら大統領は、極東に脅威と緊張の状況が存在するに過ぎず、現在の地位を継続することを必要だとアメリカが考えることを指摘した。大統領は、アメリカがこれら諸島の住民の厚生福祉を改善し、住民の経済上、文化上の向上を促進する政策を継続するであろうと述べた。

その後には、一九五八年の予算教書、一九六三会計年度の予算—一九五八と一九五九会計年度の予算がある。一九六三会計年度の予算教書はこう述べている。

アメリカは、アメリカおよび自由世界の安全を守るため、極東の脅威と緊張の状況が琉球諸島の軍事基地維持を必要とするに過ぎず、これら諸島の行政に対する責任を保持するであろう。

ケネディ大統領は一九六二年三月十九日に、特別調査班の報告をめぐつて次のとおり述べた。

(琉球に派遣した)特別調査班の仕事は、アメリカが琉球諸島にある軍事基地に認めている重要性を裏つけている。これらの基地に配置されている武装兵力は、極東の平和に対する脅威に面して、われわれの侵略制止力を維持してゆく上に最大の重要性を有する。琉球にあるアメリカの基地は、日本から東南アジアにいたる大きな孤状内の同盟諸国に対し、必要ある場合にこれら諸国の援助におもむくアメリカの意思ばかりでなく能力をも保証するのに役立つ。

ケネディ大統領は一九六二年三月十九日に次の通り述べた。

(琉球の)作業班の任務は、アメリカが琉球諸島の軍事基地群に与えている重要性を強調するものである。これらの軍事基地に展開された軍事力は、極東の平和への脅威に対する抑制力を維持する上で極度に重要である。琉球諸島のわが基地は、日本から東南アジアに至る巨大な孤に連なる同盟諸国に対し、わが国が緊急の際に彼らの救援に出勤する意志を持つているだけでなく、その能力をも持つていることを保証するのに役立つ。

ジョンソン この記録に加えて、池田首相が当地を訪問した時の大統領と池田首相の共同声明を付加したい。

大統領と首相は、アメリカの施政下にあるが、日本が潜在主権を保持している琉球および小笠原諸島に関する諸問題について意見を交換した。

大統領はアメリカが琉球住民の福祉と安寧強化のためにさらに努力すべきことを確認し、この努力についての日本の協力を歓迎した。首相はこの目的のために日本が

アメリカとの協力を続けることを確認した。さらに私は、われわれがここに出頭し、この改正を要請する目的の一部が、できるだけ早く日本側とこれらの協議を実施できるよう、許されるかぎり議会の了解を得ることであると述べたい。

フィルバン それであなたの証言は終わったのか。

ジョンソン 終つたと思う。もつと述べたいこともあるが、基本的な点はすでに十分言い尽くしたと考える。

琉球への移籍が多い

ノーブラッド 二つ質問したい。琉球人と日本人の間には婚姻などの血縁関係があるのか。

ジョンソン 非常に深い関係がある。

ノーブラッド 日本が現状の繁栄をとげているため、琉球から本土へ住民が移住している例はあるか。

キャラウエー あまり多くはない。

ノーブラッド それだけである。

ジョンソン そうしたいとの希望はあるのか。

キャラウエー ない。興味深いことには、戸籍を琉球へ戻す日本人がかなり多い。

ノーブラッド 本土から琉球へか。

キャラウエー そうだ。

ノーブラッド その人たちの出身は。

キャラウエー 一部はおそらく祖先が琉球人であろう。一部は日本人である。

フィルバン きよりの午後も続けてキャラウエー將軍の証言を聞きたいと思つたが、下院で重要な予定があるのでそれができない。明朝午前十時に小委員会を再開して、その時にあなたの証言を聞くことにする。

(午後零時十分、小委員会閉会。一九六二年五月十日午前十時再開の予定)

下院軍事委員会第二分科小委員会、第二日目

ワシントンDC、一九六二年五月十日

小委員会は午前十時、フィリップ・J・フィルバン小委員長の下に開会した。

フィルバン 開会する。けさはとくに高名な証人、キャラウエー將軍を迎えている。昨日に引き続いて証言聴取を進めたい。

キャラウエー まず用意した証言を読んで、それから残された質問にお答えしたい。

フィルバン よろしい。

日本より劣る諸水準

キャラウエー 私は、過去十五カ月間、沖縄に本部を置く琉球高等弁務官を勤める榮になつた。この資格において、私は琉球諸島の治政を引き続きアメリカ政府の管理下に置くことが十一年前に決定された事情を明らかにしたい。

これは慈善的な決定でもなければ、たんなる軍事上の便宜にもとづいた決定でもなかつた。この決定は当時の戦略上、戦術上の軍事的必要性にもとづくものであり、その必要性は現在、いつそう切実となつている。日本の南端から台湾の北端に連なる琉球列島の主島である沖縄の軍事的価値は、アメリカが一九五二年に日本と平和条約を結んで以来幾倍にも増大してきている。

以上理由により私は琉球向け援助のワクを二千五百万ドルに拡大する要請を全面的に支持する。(以下削除)

軍事的必要がすべての問題の解決を限定することは認められない。しかし法(第八十六議会第八六一六二九号)によって定められた年間六百万ドルの寄与、すなわちアメリカが巨額の軍事施設を使用する代償として琉球の一般住民に与えているこの寄与は、この社会の経済的社会的発展の持続を保証するに不十分である。

現在の援助ワクでは、投資資本の供給が不足しており、これが経済発展を抑制する大きな要素となつている。この諸島の教育施設は、日本の一部地域の教育施設と比較した場合、あきらかに貧弱である。(以下削除)

この諸島には、適当な給水設備のない地区があり、一月足らず千天が続いただけで付近の島から船で水を運ばなくてはならぬ島さえある。人口二十万を越える首都那覇でも、無蓋下水溝以外に下水道施設はない。にもかかわらず

アメリカは、一九五二年の平和条約以来、年間平均六百万ドルに満たない贈与でもつてこの基地の使用権を確保しようとしてきた。

アメリカがこの貴重な琉球の軍事基地を保持しようとするなら、私の考えではいまこそもつと高い代価を払うべき時である。琉球諸島の住民は、西太平洋における安全保障上の要請から、彼らに保護を与え、彼らの能力を越えた発展計画に対し必要な経済援助を与えてくれる中央政府をアメリカ以外に持たない。平和条約によつてアメリカはこれら住民に対し全責任を負つており、そしてアメリカはこの責任を受け入れた。(以下削除)

彼らによると、この地域の所得水準は日本の平均の約六九%だといわれる。また消費水準は約七八%、行政水準は約五四%である。

フィルバン 彼らはこれらの水準が第二次大戦以前の状態から変わつてきたと主張するのか。

キャラウエー そうではない。たんに日本経済と対比した場合の現在の水準がどうだといつてゐるのだ。

この問題を順序立てて説明すると、日本の貧困県は中央政府から平衡交付金というものを受けており、日本政府は各府県の間にある生活水準の格差を縮めようとしている。そこで琉球人はこの根拠に立つて、もし彼らが日本に復帰していたら交付金を受けられたのだと主張している。

ブライス もし日本に復帰したら、彼らはわが国の公共施設計画のような、たとえば那覇の下水道施設改善に役立つものが得られるのか。

キャラウエー そうだ。この平衡交付金制度は各地の生活水準の均衡だけが目的だけではない。これは日本の税収源の大部分が中央政府の手ににぎられており、各府県または自治体が自分の区域内で税収を得るのが困難だという事実に即したものである。

下水道施設も改善へ

ドイル議員 議長。私はきのう他の委員会に出ていてここに出席できず、したがつてきのうの証言を聞かなかつたことをお許し願う。ブライス議員の質問に関連して、す

に長い年月がたつてゐるのに、人口二十万の都市にある無蓋下水道に対し、なぜわれわれが何らの処置もとらなかつたのかとお聞きしたい。

キャラウエー それは出費をとまらぬ諸事業に与える優先順位の問題になると思う。第二に、これは理論的には琉球政府の予算領域に入る。だが琉球政府はそのための財源を持つてゐなかつた。那覇市当局もいくらか税収を持ち、それを市の改善に使つてゐるが、下水道施設までは手が回らなかつた。

またここに注目すべき複雑な事情がある。保健事情を改善するためには結局下水道施設に何らかの処置を講じる必要があるが、下水道施設は給水、配電、燃料供給と関連させるべきである。一挙に近代的な下水道施設をつくつても水資源をさらに開発しなければ不足してしまう。したがつて計画を完成するまでは一つ一つ段階を追つて進み、最後にそれらをまとめ上げねばならぬ。われわれは今年無蓋下水道を閉じる第一歩をふみ出している。(以下削除)

フィルバン この目的のためにすでに彼らが得た金額は

いくらか。

キャラウエー この特定の計画だけなら二十三万ドルである。そのほかに彼らはほぼ同額を支出する予定である。

フィルバン その計画を完成するまでに追加財源が必要なのか。

キャラウエー この特定の計画だけなら、これ以上わが方の財源は必要としない。那覇市にかなり近代的な下水道を建設する計画を完成するためには、百万ドルないし百五十万ドルを越える資金が必要になる。

フィルバン この法案が通過したら、その財源が出てくると思う。それもこの法案の目的の一つだと考へるが。

キャラウエー それも今後進められる事業の一つである。

フィルバン どんな型の下水道施設を建設するのか。避元装置を持つた通常の下水道か。それとも別の型か。

キャラウエー あまりよく知らない。これは日本の衛生施設関係技師が発明したもので、下水の汚物を処理するようになつてゐる。これで汚物が海とか、他の水道に流入す

国際情勢資料

るのを防いでいる。将来はこれに設備を追加して水を工業用に再利用できるようにしたいと考えている。

下水溝の放置は重大

フィルバン あなたが述べたような、無蓋下水溝が汚物を運んでいる環境の下で、この地域に悪質な疫病が発生しなかつたのは驚くべきことだ。疫病、または下水の汚物に起因する何らかの病気が発生したことはないか。

キャラウエー ない。われわれはまことに幸運だった。フィルバン わが国が条約によつてこの地域の全責任を負っていることを考えれば、あなたはきわめて幸運だったわけだ。

キャラウエー そうだ。

フィルバン 私は事態をこう理解する。公衆の保健と、そこに駐留するわが国民の健康にこれほどの危険をもたらす環境に対し、今日まで何ら対策が講じられなかつたのは驚くべきことだ。

キャラウエー その通りである。

フィルバン これはわれわれすべてにとつてあきらかに重大な関心事であるべきだ。

キャラウエー そうだ。

コヒラン これについて私の意見を述べたい。將軍、あなたの証言あるいは補足説明の中で、高等弁務官、つまり現地のアメリカ民政府と琉球政府の関係がどのようなものかを説明していただきたい。というのは、彼らのための優先順位を設けるのはけつこうだが、こうした環境を改善するために基本的な公共行政措置をとることが、われわれにとつてもつとも優先的な問題だと思われるからだ。

これまでの質疑で、それが財源の問題であることは承知している。しかしなおかつこれは重大な問題だ。なぜなら私はわれわれ自身を保護するための実際の計画として、公衆保健措置の実施が不可欠だと考えるからである。

あなたは優秀な市政管理者がだれでも知っている通り、水が第一の問題であり、琉球が深刻な水利問題に直面していること述べた。しかしそれさえも、必要な資金の面で考慮を払えば解決できる問題だ。それは適当な集水施設、貯

水施設などを設ける問題だと思ふ。
疾病率にも影響

ドイル 私は数年前、琉球を訪れたことがある。その地の事情はよくおぼえている。わが国は世界各地で、わが国の国防に琉球ほど密接な関係を持たず、また大きな意義もなく、専門家たちもあまり高く評価していない、各国に巨額のドルを注ぎ込んでいるように思ふ。

フィルバン この問題は国家的に見て、また意義から見て重要なだけでなく、こうした環境が容易に疫病を生む事態に悪化し、この地域の防衛という重要任務に従事しているわが国民の健康にとつて重大な脅威となる点が問題なのだ。

キャラウエー その通りだ。

フィルバン こうした公衆衛生問題を設置したのに、これまでで重大な結果が生まれず、そこに駐留するわが国民を襲う悪質な疫病、あるいは疫病が発生しなかつたのは驚くべきことだ。

ブライス この授權が実現したら、下水道事業は優先的項目となるのか。

キャラウエー その通りだ。さきに述べたように、現在までに得た資金ですでに工事に着手している。またこの諸島全体の水利事情についての水利調査も実施中である。那覇については、数カ年にわたる長期計画が立案されつつある。

ブライス 沖縄で汚染の問題がうまく行かぬ理由はよくわかる。わが国内でさえこの種の問題はうまく行っていない。

キャラウエー 沖縄は狭い地域であり、扱い易いのだがらもつとうまく処理できるはずだ。

ブライス フィルバン議長は非常に重要な点を指摘されたと思う。この島の住民の健康はもろく重大な問題だがこれだけでなく、ここで軍務に服しているわが国民の健康もこの環境によつておびやかされている。

コヒラン 議長、私はここではつきりと申し上げたい。こうした環境はこの島の衛生水準に悪影響を及ぼしてい

国際情勢資料

る。私はあとでこの社会における種の疾病の普及率その他について質問するつもりだが、これらはいま討議されている環境と直接に関係している。

工費が安すぎる

フィルバン さて、あなたの証言を聞いている間にもう一つの質問を思いついた。この質問は陸軍工兵隊またはその方面の人々が答えるべきものだから、あなたにしてい質問はしない。しかし人口二十万、あるいはそれを越える都市に適当な下水道施設を建設するための経費が百万ドルないし百五十万ドル前後とは極端に安く、こうした目的に用いるにはあまりに不足した金額だと思ふ。

キャラウエー 私もそう思う。おそらくこの見積もりは実際に施設建設契約を行なう際には改定しなくてはなるまい。これは私が聞いた手はじめの大きつばな見積もりすぎない。

フィルバン この見積もりはすべての工事をふくむのか。
キャラウエー 私が知るかぎりでは、現在予定している

すべての工事をふくむものである。

コヒラン 一つの都市だけについていつているのか。
キャラウエー そうだ。整備する必要がある都市は三つないし四つある。

ドイル この点について一つ質問してもよいか。
フィルバン どうぞ。(この部分削除)

ブライス 彼らはわれわれが彼らの平和を守るためだけでなく東南アジアの平和を守るための軍事的防塞としてそこに駐留している事実を認識すべきだ。

フィルバン また彼らを搾取したり、彼らの生活水準を引き下げるためにそこに留まっているのでもない。
キャラウエー その通りである。

地道な改善進む

フィルバン ホール博士はこの委員会における保健、医療問題のエキスパートであり、この際提起したいと考える線にそつていると質問がおありのことと思ふ。

ホール 私はかつて將軍と同じように、雨水を貯め、

ミを処分しなくてはならぬ不毛の島にいた体験があるが、私がエキスパートかどうかは自信がない。しかし、まず前置きとしてこういいたい。きのうの証言を聞き、いま將軍の証言を読んだ結果、私は占領下にあるこの諸島でわれわれが実行すべき社会的経済的義務についての考えをあらためているところだ。(以下削除)

(この部分削除)

ホール 一九四四年十月二十四日に、私は多くの人々の協力を得て、陸軍省技術情報一〇八号のために作成した琉球諸島に関する医学的、衛生的資料の中で次のように書いた。

汚物 琉球諸島では汚物を運ぶ下水施設は沖繩の那覇市にただ一つあるだけと報告されている。この施設には汚物処分場が一つあり、汚物はそこで川に捨てられる(おそらく未処理のまま)といわれる。この下水管は四マイル足らずだから、同市市民三万三千人のうちでごく一部がこの施設を利用できるにすぎない。

一九三八年現在、那覇市の下水施設に直結している便

所は三つしかない。その他で一般に行なわれている汚物の処分方法は、下肥を桶で集め、荷車で肥溜めにはこびそこから必要に応じて肥料として配分される。この結果広い地域にわたつて汚物による法案が見られ、ある種の虫の繁殖が拡大している。その他の屑は川または海に捨てられるといわれる。

公式報告は沖繩島の那覇市および首里市での屑、じん芥処分について次のように報じている。この諸島のどこでも屑の焼却に関する報告は全くない。

私はただ、われわれが長い道を歩んできたことを示すためにこの部分を抜き出した。私は医者として、環境に直面することによりある種の免疫性が生まれることの価値は認めるが、わが軍部隊、あるいはその地の住民が不当な悪条件にさらされることは望まない。われわれは軍人、非軍人を通じてその地のアメリカ人に対しこの種の処置をほどこし、彼らは現地に着く前に免疫性を獲得している。今日までわれわれが幸運を得たのはこのためである。

もちろんこの報告はこれに続いて害虫、毒蛇、その他琉球

国際情勢資料

のあらゆるものについて扱っている。また大部分は同じ顔ぶれだが、それに教育厚生省関係者を加えた人々によつて昨年エイルズ小委員会のために作成された完べきな報告はこれまでに達成された進歩はつきりと対照させている。

当委員会の他の諸君と同じように、私は何度も琉球を訪問し、緩慢ではあるが顯著で地道な進歩が続くのを見てきた。そして現在審議していることは、全員が認めているこの重要な軍事拠点でのわれわれの立場を今後どこまで改善して行くかである。

われわれがこれを進め、高等弁務官を兼務する將軍を支持して十分慎重な審議を重ね、この仕事をブライス法に對するたゆまぬ監視、改善とすることはきわめて重要である。

計画的増額が必要

フィルバン 証言を続けなさい。

キャラウエー 暫定的数字によると、必要な贈与額は一九六四会計年度以降五カ年間に、年間一千六百万ドルない

し二千九百万ドル、このほかに一時的経費が四百九百万ドルないし五百九百万ドルとなつてゐる。

ノーブラッド きう示された数字は一千二百万ドルだと思つたが。

キャラウエー 一千二百万ドルは一九六三年度の要請額である。

ノーブラッド その通り。

キャラウエー いまいつているのは五カ年を通じての計画である。

ノーブラッド たしかエイルズ議員がその額をいつたと

思う。キャラウエー そうだ。一千二百万ドルがわれわれの要請額である。

この点をはつきりさせるため、ここでいったん証言をやめたい。この問題には二つの要素がある。第一に、適切な運用をはかるための運営費と行政機能を拡大しないで、事業支出だけを急に二倍、三倍、または四倍にするのはほとんど不可能である。

フィルバン 内訳に入りたい。

ホール よろしい。

援助の内訳

キャラウエー さて、もつとも多くの資金を必要とする分野は、社会保障措置の欠如であると思われる。現在実施されているのはわずかに失業保険計画と、私企業奨励のための資金貸し付け制度だけである。まずこの分野における現行の計画とその経費を検討し、ついでこの分野およびその他の諸計画を一九六七年度に至るまで延長して、ブライス法改正法（法第八六一六二九号）による二千五百万ドルのワック内でわれわれが義務を果たすに必要な線を明らかにしたい。

一九五九年度にまでさかのぼらず、一九六〇年度からはじめたい。まず一九六〇年度をとつてみると、その内訳には、行政補償費として琉球政府に支出した分が約八十二万五千ドルとなつてゐる。これは、アメリカ軍が駐留し、アメリカの施政下にあるがために彼らが負担しなくてはなら

国際情勢資料

フィルバン そうだ。キャラウエー したがつて、六百万ドルから一千二百万ドルに増額しただけでも、とくにわれわれは第三・四半期に資金の配分を受けているから、半年たらずのうちこの金額を受け持たねばならぬことになる。

フィルバン あなたがいつているのは、この授權および支出権限を得た場合、それら行使する速度に限界があるということか。

キャラウエー そうだ。

フィルバン ここで一定期間にわたつてそれを計画化する方針をとり、それによつてもつとも効果的かつ経済的方法でそれら運用し、配分するというのか。

キャラウエー その通りだ。

ホール これは主として、この島の衛生施設改善を目的としているのか、あるいは社会保障措置、年金制度、教員給与水準、その他すべてをふくんでいるのか。

キャラウエー すべての項目にわたつてゐる。次のページ以降に内訳が出てゐる。

国際情勢資料

ぬ公安、公衆保健、公衆衛生などの部門の余分な経費を琉球政府に補償するものである。
これらは日本の府県では、日本政府が通常負担するはずのものである。

政府事業援助費は一九六〇年度に二百五十三万四千ドルで、その内訳は、教育施設・設備費七十九万ドル、教職員給与への寄金、これは当時はない。公衆保健・厚生費三十三万ドル、公共事業、経済開発費百六万五千ドル、技術協力・教育費、これは外部、第三国その他からくるものであるが、三十四万四千ドル、輸送費五千ドルとなつてい

る。
この最後の項目は、アメリカの諸機関および個人により拠出された救援物資を琉球に輸送するための輸送費である。

また融資基金の出資、および災害救助費については支出がなく、内訳もない。

一九六一年度では、同じ表を読んで行くと、琉球政府への行政補償費が八十二万五千ドル、政府事業援助費が三百

四十九万二千ドルで、その内訳は教育施設、設備費百七万五千ドル、教職員給与への寄金なし、公衆保健・厚生費四十七万五千ドル、公共事業・経済開発費百五十五万ドル、技術協力・教育費三十八万七千ドル、輸送費は同じく五千ドルである。

一九六二年では、行政補償費八十九万ドル、政府事業援助費四百四十七万七千ドル、内訳は教育施設・設備費百一十一万七千ドル、ここではじめて教職員給与への寄金が百七万ドル計上されている。公衆保健・厚生費四十二万五千ドル、公共事業・経済開発費百五十三万五千ドル、技術協力・教育費三十九万五千ドル、輸送費は同じく五千ドルである。

教員の給与は日本の教員給与に比べわけて低い。これを引き上げようというのがわれわれの計画の一つである。
(以下削除)

(この部分削除)

琉球大学はアメリカの誇り

ノーブラッド 教師たちはどこで養成されるのか。日本

国際情勢資料

でだと思ふが。

キャラウエー 戦前には、琉球人出身の教員は教員全体の約三分の一にすぎず、いずれも小学校の教員であつたがその全員が日本で養成された。現在では、アメリカ政府と全アメリカ人が大いに誇るべき琉球大学で養成された教員が増加している。

大戦前の琉球には、中学校より上の教育機関がなかった。奨学金を得た者、または高等学校、大学の教育を受ける資金のある者は日本に行かねばならなかった。現在琉球にある大学は、ミシガン州立大学から派遣された指導班の援助を受けており、約二千三百名ないし二千四百名の琉球人学生が在学している。この大学は教員を養成しており、彼らはきわめて優秀である。

ブライス われわれがその大学を創設したのか。

キャラウエー そうだ。われわれが創設したのである。

そして現在でも、この地での建設計画の一環として、この大学に出資している。たとえば、われわれは集会所の建設をまかなつたが、この施設はこれまでこの大学になく、し

かも日本の大学にとつてきわめて重要なものである。日本の半政府機関である南方同胞援護会がこの屋内設備をまかなつた。この機関は慈善団体である。(以下削除)

(この部分削除)

フィルバン 立法院の議員数は何名か。

キャラウエー 議員二十九名で、自由民主党二十二名、

沖縄社会大衆党五名である。(以下削除)

(この部分削除)

日本の司法制度に準拠

フィルバン この諸島の組合活動はどの程度進んでいるか。

キャラウエー 組合活動は急速にのびており、非常に健全な方向に発展していると思う。(以下削除)

フィルバン 起訴された住民がふつう弁護人を得る権利を有するとの司法制度があるのか。

キャラウエー ある。弁護人も居る。

フィルバン 陪審制裁判もあるか。

国際情勢資料

キヤラウエー ある。いや、裁判は日本の法に準拠しており、陪審制はないが、一人または複数の裁判官によつて行なわれる。

コヒラン 法規に従つて行なわれるのか。

キヤラウエー そうだ。

フィルバン 基本的に日本と同じ司法制度をとっているのか。

キヤラウエー そうだ（以下削除）

フィルバン 住民が各種の罪状で起訴され、裁判にかけられずにあなたの権限にゆだねられた事例はあるか。

キヤラウエー ない。

フィルバン いいかえれば、あなたが民間の裁判に関与したことは全くないのか。

キヤラウエー 一度もない。琉球政府が司法権を持っている。

フィルバン もちろんん民政府が司法権を持っている犯罪も一部にあるのだろう。

キヤラウエー ある。

フィルバン それは何々か。

キヤラウエー ふつうの軍法会議、軍の司法機関がありまた軍人以外の者を取り扱う機関もある。

フィルバン それはわが国が多く、国と結んでいる駐留軍の特権に関する協定を貫く諸原則と基本的に同じもので貫かれているのか。

キヤラウエー 駐留軍の特権はない。琉球側は大統領の行政命令によつて設置された司法制度のワク内で、非軍事行政法廷としてワシントンの承認を得た手続きにもとづいて運営している。

フィルバン しかしあなたは現在までそうした琉球の司法運営に介入するよう要請されたことはないのか。

キヤラウエー ない。この点でも、琉球にはわが国の判事がいて、これらアメリカ人判事の一つの義務は琉球の司法運営を助言し、援助することであり、彼らはそうしている。

国際情勢資料

米軍将兵の志願教師制度

フィルバン アメリカ人教師が琉球の学校で教えているか。

キヤラウエー 有給の教師はいない。ただレミンガン州立大学指導班は例外で、この中には大学の英語科で琉球人教師の助言者となつてゐる者が一人いる。

また技師が一人、図書館員が一人いる。

この図書館員は現在任務を終了し、図書館は完全に琉球人の手に渡されることになつてゐる。また大学主事が一人いる。

中学校、高等学校については、英語を主とした非常に大規模な、効果的な志願教師計画があり、若い兵士、水兵、海兵隊員、空軍兵士、将校、軍属などが参加している。彼等はきわめて貴重な存在である。

フィルバン それは志願制なのか。

キヤラウエー そうだ。

フィルバン その志願教師団は約何名か。

キヤラウエー 三百名ないし四百名だと思ふ。

フィルバン そのほかに、アメリカ人を教育する組織があるのか。

キヤラウエー ふつうの国防省海外学校機関がある。

フィルバン その人々はアメリカから来ているのか。

キヤラウエー 政府との契約で来ている。

フィルバン 何人いるか。

キヤラウエー その数はおぼえていない。陸軍がそれを管理しており、教師の数は約二百人ないし三百人に上ると思う。なぜなら陸軍、空軍、海軍を教育の対象としているからだ。

フィルバン 全員が軍属なのか。

キヤラウエー そうだ。

フィルバン この地域で働いている教師たち、その他の人員もすべてあなたの管轄下にあるのか。

キヤラウエー そうだ。しかし、そのほか、商用の駐在員たちも他の地域と同じように、授業料を払つて子供をその学校に入れることができる。

国際情勢資料

政治顧問とひんばんに協議

■フィルバン あなたが管理する民政府のその他の職員についてはどうか。もちろんあなたに協力して働いているアメリカ政府各省の代表がいると思うが。

■キャラウエー 政治顧問が一人いる。

フィルバン その政治顧問はだれか。

キャラウエー ジェラルド・ワーナーという一級職外交官である。ジェラルド・ワーナーは國務省で政策立案スタッフであつた。彼は最近ブランケンシップ氏の後任として着任した。ブランケンシップ氏も一級職外交官で、オランダの総領事に転任した。

フィルバン 彼は國務省はえぬきか。

キャラウエー そうだ。日本語を専攻しており、日本語は実に達者である。

フィルバン 以前この地域に勤務したことがあるのか。

キャラウエー 日本と中国に勤務したことがあり、戦前には台湾に居たこともある。

フィルバン 民政府に関する彼の職務は何か。

キャラウエー 彼の職務は政策、政治、その他私が彼の助力を求めたあらゆる問題について私に常時助言と援助を与えることである。

フィルバン そうした問題について彼はあなたとひんばんに協議するのか。

キャラウエー 一日に五回か十回ぐらいだ。

フィルバン わかつた。

(この部分削除)

日本よりよい仕事がある

フィルバン 日本以外の国からの移住は多いか。

キャラウエー 移住は多くない。主な移住者は日本人だが、それもあまり多くない。

ノーブラッド 琉球に移住する理由は何か。経済的なものか。

キャラウエー 経済的なものだと思う。

ノーブラッド 東京にないような仕事があるのか。

国際情勢資料

■キャラウエー ここの方がよい仕事がある。彼等の多くは、琉球で事業を興し、琉球の女性と結婚し、子供を持ち、五、六年間ここに住むことになる。その後で彼らは日本の本籍地から戸籍を琉球に移し、琉球市民になる。もしそうしなければ、彼らは琉球の法律により多くの面で経済活動に制約を受ける。したがって彼らが商店や、何かの事業を経営しようと望めば、琉球市民になる方が有利である。彼らは、これよにつて、琉球市民でない者が琉球で事業を行なおうとした時に当面せねばならぬ多くの制約から免がれることができる。

(この部分削除)

フィルバン ソ連人、中共人、または他のロシア人が琉球諸島に来ているか。

キャラウエー 事実上国籍のない者以外のソ連人が琉球に居るとの話は聞かない。

フィルバン ソ連政府は琉球と外交関係を結んでいるか。

キャラウエー 結んでいない。一人か二人、中共から来

た難民が居る。その他は台湾人、あるいは香港の中国人、イギリス人、ニュージランド人、豪州人などだ。フランス人もいくらか居る。またイタリア人が一人か二人居る。ノーブラッド 琉球はなかなか繁栄しているところのように見えるが。

キャラウエー (削除)

(この部分削除)

入 国 手 続 き

フィルバン 要するに、あなたとあなたの政治顧問が入国を申請した者の入国可否を決定するのか。

キャラウエー 何か問題があれば、われわれが決める。

フィルバン ふつうは問題がないのか。また彼らが入国許可を受ける前にとるべき手続きがあるのか。

キャラウエー ある。彼らは所定の手続きをとらねばならず、ふつうはその経歴に好ましくない点があるかどうかを審査される。しかしこの審査はたいして問題がない。

観光客、ひんばんに往來する実業家、政府職員、親せきま

国際情勢資料

たは友人を訪ねる人々などをあつめた日本人来訪者は毎年おびただしい数に達する。

フィルバン 旅行者、移住者をとわず、あらゆる目的で琉球への入国許可を申請する人々を審査するためにどんな機関があるのか。

キャラウエー 琉球政府には移住局があり、またアメリカ側の高等弁務官府には移住を管理する公安局がある。

フィルバン わかった。

キャラウエー 東京には琉球の出張所があり、大部分の申請はそこを通じて来る。それから琉球本国の機関を通り自動的に許可できない人々の氏名が決定をおおぐためわれわれのもとに送られて来る。

フィルバン というのは、あなたとあなたの政治顧問であるウォーナー氏とが、彼らを受け入れるかどうかの問題を決定することになっているのか。

キャラウエー もちろんわれわれ自身でしなければならぬということになれば、そうする。

フィルバン 彼は移民の問題に関して、あなたの顧問格

をつとめることになる。そのほかに彼はどのような問題であなたの顧問をつとめるのか。

キャラウエー まず國務省から何かの問題について照会あるいは問い合わせがあつた場合、われわれ同士で検討しなければならぬとか、意見を調整する必要があつた場合あるいは、東京の米國大使から意見が具申された場合、ウォーナー氏はわれわれの立場を決定するための話し合いに参加する。また、われわれが外部と電報あるいは報告をやりとりするさいの電文の起草にも参画することになっている。

ともあれ、次のことを述べておきたい。これまでに私に協力してくれた顧問たちは、いずれもきわめて有能な人たちである。私は着任してからまだ年月が浅いが、その間二名顧問の協力を得たのである。ブランケンシップ氏は九三年間私のもとにいて、ごく最近転任した。

(以下削除)

キャラウエー その通り。

國務省は直接訓令しない

フィルバン そして、國務省からの訓令を受けるときである。私が見たいのは、あなたがすでに決定した事柄をくつがえすような國務省の訓令が、彼を通じてあなたの手元にとけられることがあるかどうかである。

キャラウエー いいえ。國務省の訓令は陸軍省を通じてとけられるし、訓令も強制的な性質のものではない。

フィルバン いいかえると、國務省はあなたのいかなる決定をもくつがえすことはできない、というわけか。

キャラウエー その通りだ。

フィルバン あなたは相談はするが、決定はすべて自分でやる。最後の決定権はあなたがもつており、決定に先きだつて、まず相談する、というふうに考えてよいか。

キャラウエー そうだ。

フィルバン 彼は、直接訓令は受けとらないといつてい

る。キャラウエー もちろん國務省からは受けない。

フィルバン それでは、訓令はワシントンの國務省から受けるのか。

キャラウエー そうだ。

ブライス しかし、決定を下すのは高等弁務官ではないのか。

キャラウエー 私が決定を下すことになっている。

ブライス その決定は、あなたがあの男と話しあつてから下すのであつて、ワシントンの誰かと相談してから下すわけではないのか。

キャラウエー おつしやる通りだ。

フィルバン 国防總省があなたの決定事項をくつがえしたとか、却下したことが過去にあつたか。

キャラウエー 国防總省が、という御質問ですか。いいえ。そのような例は一度もなかつた。すべて当初の方針どおりにやつている。問題の処理にあつて、当初の方針どおりにゆくかどうか疑問が生じた場合には、ここへ帰つてきて、「私はこうしたいのだが」とか、「こうすべきではないか」と私の意見を述べ、国防省当局に決定してもらい

国際情勢資料

それを持ち帰って実施する。

高等弁務官の顧問たち

ブライズ 土地取用の問題について承りたい。高等弁務官の当初の立場は、多少ワシントンの立場と異なっていたが、何年かの後には高等弁務官の立場が承認されるにいたつた。たしかそうだったと思うが。

キャラウエー その通り。

ブライズ すぐではなかつた。高等弁務官がこの問題の重大性を国防省当局に理解させることができて、はじめてそうなつたのである。

キャラウエー その通り。

ブライズ そうして、やがてワシントンも高等弁務官から受けていた勧告に合致するような立場に変わったというわけである。

キャラウエー そうだ。

フィルバン ここでもう一つ、國務省の顧問たちだが、あなたはアメリカ政府のほかの省からの有力な専門家の顧問

間といった人たちの協力を得ていたか。

キャラウエー いいえ、あなたの考えているような意味での顧問はいない。われわれのスタッフの中には財務省の代表者が一名加わっていた。また税金関係の問題でわれわれを援助してくれるために内国税務所から、一時的に出向してくれている代表、相談役などがいた。農業関係の顧問もいた。しかし、私のもとにいたスタッフは大体において文官ばかりであつたといえる。政治関係の専門家のうちには連絡官という肩書きではあるが、政治問題でいろいろ勧告をする役柄のものが一名いた。もつとも、政治顧問は別にいて、必要な助言を与えてくれる。財政問題を担当する監督官も一名いた。これは予算の使途を監督する。私の下にはさらに経済部長があり、その部下に何人かの経済専門家が

フィルバン いまの経済部長は誰か。

キャラウエー ライン氏である。昨年十二月に赴任してきた。

フィルバン そのライン氏は陸軍要員か。

キャラウエー 彼は陸軍省の文官要員で、陸軍省に直屬している。

フィルバン 彼は経済の専門家か。

キャラウエー 私はそう思っている。本省は最適任者を選んでよこしたものだと思つている。また、実際にもきわめて有能であるようだ。

在外交渉は健在

コヒラン 委員長、それと関連して私から付け加えたいことがある。私は沖縄を訪問したときに、いまキャラウエー中將のお話のなかにあつた人物と約半日にわたつて話しあつたことがある。私はその人が各種の問題や経済計画をよく理解していたことに感服した。

もう一つ、ただいまのキャラウエー將軍の証言に、私はきわめて満足である。沖縄だけでなく、韓国、日本および台湾でも、この問題は私の大きな関心事の一つである。私はいたるところで軍と國務省の協力体制が非常にうまくいつてゐることを発見した。

フィルバン このような報告ができるのは、喜ばしい。ホール 委員長、一言申し上げたい。私もコヒラン氏と同様に、キャラウエー將軍の証言をきいて嬉しく思う。私は昨年の秋にこの小委員会の母体である本委員会の軍事使節団の一員としてヨーロッパを旅行し、その後は現役軍人として南アメリカも旅行したが、そのときに感じたことは海外現地の外交官たちが献身的で勤勉であり、また才能もあるという事実であつた。そして彼らはわれわれがワシントンにいて感じる不安を起すような行動をとつていない。事実、私は本国に帰つてきてすぐに、このような問題に関して國務長官に賛辞を呈しておいた。しかしその反面海外のアメリカ外交官があのように有能であるにもかかわらず、ワシントンの國務省で混迷が続いているのはなぜか、と少々不しつげな苦情を呈したものである。

デイリン・ラスク國務長官は返答に困つたようであつたが、後日、朝食会でもこの問題について話しあつた結果、やはり容易ならぬ問題であるということになつた。この委員会の関心も、まさにそこにある。

私はあなた（キャラウエー中将）の琉球での素晴らしい働きぶりに関する証言をすべて信ずることができる。非常に満足に思う。

そこでもう一つ質問しておきたい。琉球を訪れた特使たち、たとえばチェスター・ボールズ（大統領顧問）アベリル・ハリマン（国務次官補）その他のお歴々は、あなたが軍司令と高等弁務官を兼務するにあたって不都合を感じるような陸軍省からの訓令に影響をあたえていたのだろうか。たとえば(a)ここにある法案、あるいは(b)あなたが下したいと思っている諸決定事項に何らかの影響を及ぼすようなことをしたのだろうか。

キャラウエー 正直にいうと私はまだかつて、ワシントンの本省から受けた訓令によって、義務の遂行に困難を感じたことはない。

ハリマン次官補への不安

ホール それで安心した。結構なことだ。第二の質問に移ろう。さきほど私が名前をあげた二名のことだが、彼ら

は、いまここに提出されている法案に特に関係があるのか。それともあなたは、この法案を必要なものと思うか。

キャラウエー チェスター・ボールズ氏とハリマン国務次官補のことか。

ホール そうだ。

キャラウエー 私の知るかぎり、彼らはこの問題に関係はない。もつとも、国防省と国務省のあいだに行なわれた調整会合などに彼らが参加したのであれば別だが。

ボールズ、ハリマンの両特使が沖縄へ来たのは、フィリピンのバギオ市で開かれた米公館長会議後、東京へ向う途中に立ちよつたときだけで、滞在時間は約二時間にすぎなかつた。

われわれは、いつものしきたりで両名のものを迎え、滞在期間中は、沖縄に関してできる限り多くのことを知っておいてもらおうと尽力した。またわれわれのやつていることを理解してもらうことにも努めた。

ホール 結構なことだし、われわれも非常に安心した。私はここで無駄口を叩くつもりもなければ、政治的なかけ

引きをやるつもりもない。しかし、それほど大きな力をもつ人物が長い日数を費してアジアを歩きまわり、例えばUPI通信との記者会見で、われわれはラオスで勝利をおさめているのだと言つたかと思うと、その翌日には、ナムタの防衛陣地が中共（原文のまま）の大軍に突破され、五千名の政府軍駐留部隊が屈伏したというニュースをわれわれはきかされてきた。この点私はこの人物にいささか不安を感じる。

これはわれわれにとって重大な問題であるが、ほかにも似たようなことはいくつもある。われわれはこの島の軍事的使命を認識するがゆえに、ここでわれわれが受け入れるすべてのものが過去、現在、将来を通じてきわめて重要な意義をもつことを本委員会を確認したい。

プライス われわれもそれらの問題には、つねに留意してきた。かつてウィロビーが、こんどの場合と同様の地域を旅行し、さきほどのお話にあつたと同じような発言をしてまわつたすぐそのあとで、ちようどこんどのラオスと同じく突如として情勢の大変化が起こつたことを想起する。

これは、とりもなおさず、このような事態は、だれが政府を担当しようとも、つねにわれわれにつきまとつてい

ることを意味する。

移民の基準

フィルバン コヒラン議員、どうぞ。

コヒラン キャラウエー將軍に移民関係の手続とか方針について、いさ少し詳しく説明してもらいたい。將軍によると、琉球政府内には移民局があるということだつた。琉球移民局の移民に関する基準と、われわれの側の同様基準についてうかがいたい。それらの基準は、アメリカ本国における場合の移民方針と合致するかどうか。基準は全く同じなのかどうかをたずねたい。

キャラウエー 琉球住民に関するかぎり、アメリカの利害がからまつていないので、われわれの存在に影響はない。琉球住民も日本国民も数多くのものが往來している。すべて彼ら自身の法規に従つており、法規も日本のものに酷似している。もともと琉球政府や立法院の法規類は、つ

ねに日本のものに似ている。そのほかの移民については、われわれにも関係がある。すなわち、琉球に出入りする個人あるいは団体で、われわれにとつて特別関心を払う必要のあるものに対しては、われわれのほうの基準が適用される。基地の安全を守る必要がある場合とか、琉球におけるアメリカの使命遂行に影響をおよぼす可能性のある場合がそれである。

われわれの側の手続きとしては、ただ単に、個人あるいは団体に対して入国まかりならぬとか、入国してよろしいといった決定を下すだけである。

残念なことに、いま手もとに移民手続きに関する法規を持参していないが、必要ならば取りよせてもよい。

コヒラン しかし、それらの法規は、移民の受け入れに関するかぎり、本質的には琉球側の基準に則つたものではないか。

キャラウエー 多くの人びと、例えば観光客や鹿児島島の「母の会」会員たちのように、琉球南部の戦没者慰霊行事に参加するために入国を希望する人びとに対しては、もち

ろん琉球当局側の基準に沿つたものである。

コヒラン では、税金や関税に関しても何らかの取りきめが存在するか。

キャラウエー もちろんある。法規類は日本のものを基礎にして琉球政府が制定したものである。

コヒラン これで入国問題の討議を打ち切る。こんどは出国についてたずねたい。私が琉球を訪問したときにも、住民たちの出国に関してあなたと話したことがあつた。

キャラウエー たしかにあつた。

コヒラン 住民の出国はいつも続いているか。

キャラウエー 続いているのは事実だ。過去十年間に約一万三千名の琉球島民が出国したと思う。全部が全部とはいえないが、大部分のものがラテン・アメリカ諸国、例えばボリビアへ行つたし、若干のものはコロンビアとブラジルに移民したはずである。

プライス ボリビアは沖繩人の町ができてきているという

キャラウエー そうだ。二つばかりあるはずだ。

プライス キャラウエー將軍の証言の続きをきこうではないか。

フィルバン そうしよう。

バーン いや、私はむしろキャラウエー將軍のいままでのような話しかたで十分だと思ふ。

フィルバン 將軍の証言をきこうではないか。

バーン キャラウエー將軍の話しの内容は素晴らしいと思ふ。

対沖繩援助予算

キャラウエー ありがとう。それでは一九六三年度予算について説明する。しかしこれはあくまでも見積りである。御覧になれば判るとおり、この予算は二つの部分から成つている。第一の部分は、われわれが最近提出した六百万ドルで、これはすでに下院の委員会に出してある。それを修正してさらに六百万ドルの追加要求を出したものが第二の部分である。

ノーブラッド それは国防省予算の一部なのか。

キャラウエー これは「陸軍、琉球諸島」あるいは琉球諸島援助資金といわれているものである。

シッターソン大佐 それは琉球諸島にあてられるものである。

ノーブラッド 国防予算の一部としてか。

シッターソン そうではない。対外援助の一項目ではないが、関連項目の一つになつている。

ケレハー その点を明確にする必要がある。実際には、あなたは国防省からその資金を受けとるのではないか。そうすると、それは国防予算からであるのであつて、対外援助資金とはいえないのではないか。

シッターソン 実際には陸軍省予算に計上されている。

フィルバン それでは対外援助計画の中の軍事援助というわけか。

シッターソン そうではない。

ケレハー もちろんそうではないはずだ。

シッターソン 「陸軍の民間機能」という別項目の中の

「陸軍、琉球諸島、行政」という項目に入っている。ケレハト われわれによつてあまり必要でない細目になるようであるから、この辺で質問を打ち切る。

フライス その資金は対外援助予算に含まれているのか。

ハウゲラッド そうだ。これはバスマン小委員会に提出するものである。

ノーブラッド あなた方兩名の説明は食いちがついていないか。

フィルバン どうもそうらしい。もし歳出委員会へ回付されるものとする——どうもこの点がはつきりしない。

シッターソン 私に説明させてほしい。それは……。

キャラウエー オフrahハティ氏にお願いしよう。

シッターソン どうぞ。

陸軍の民事的機能

キャラウエー オフrahハティ氏はこの問題に一番詳しいので、この難問題を解いてくれるはずだ。

フィルバン よろしい。

オフrahハティ この政府支出金は特殊の性質のものである。その背景を少し説明したい。第二次大戦後、ドイツ、日本、オーストリアなどを占領していた頃に「ガリオア」という特別支出金があつた。これは、当時占領地域の統治に当つていた政府代理としての陸軍省の予算の一部であつた。

日本との平和条約締結とともに、この支出金の項目はなくなり、琉球だけを対象とした「陸軍、琉球、行政」という項目が設けられたのである。

これが、さきほどシッターソン大佐が正しく指摘したところの、「陸軍の民間機能」というカテゴリーに含まれる陸軍省予算の一部なのである。例えば公共事業、将兵用の住宅、墓地、軍人墓地その他軍関係の諸活動に使われるものである。したがつて、この支出金は直接陸軍省の管理管轄するものである。これは国防省を通じて計上されるのではない。

フライス この修正案は下院歳出委員会との小委員会

で説明すべき性質のものかをうかがいたい。

オフrahハティ おたずねがなくとも、私の方から説明するつもりだつた。この予算見積りはバスマン氏を議長とする下院の外交活動小委員会に回付して、その要求の理由を説明しなければならぬものである。これは私などよりもほかのだれかがよく承知しているはずだ。このバスマン小委員会は大体同じ時期に数々の法案を審議するので、われわれの要求も他の法案と一緒に報告される。御存じのように、この委員会は、輸出入銀行の予算、米州開発銀行の予算などの要求理由の説明もきくことになつてゐる。これらの予算は、いずれも本質的には対外援助ではない。われわれがバスマン小委員会に出頭しなければならぬというはつきりした理由は、いまだにはつきりしない。しかし、これが対外援助支出でないことだけは確かである。

フィルバン キャラウエー將軍、どうぞ。

ホール その前にまずききたいことがある。過去五年間を通じて一度もなかつた災害予算が、どうして来年度予算のなかに計上されているのか。

キャラウエー 五年間に災害が起こらなかつたわけではない。しかし、これまでに災害対策費を確立することができなかったのである。われわれに与えられたのは、すべて臨時災害対策費だけであつた。われわれが災害を蒙つた場合にも当局は全額支給してくれなかつた。

予算当局はわれわれの支出要求を審査したが、そのさいに「陸軍、琉球、行政」項目として支出を認められた額の一部を削り、台風その他の災害手当用として残したのである。われわれは一九六二年末、アメリカ議会が休会中に、大型台風に見舞われたことがあつた。台風被害復旧費を一般支出金から引き出すのに予算局の承認を得なければならなかつた例がある。

フィルバン それは毎年のことか。

キャラウエー 必要に応じて要求する。その年の被害程度によつて額の大小は変る。

ホール ありがたう。私も二度ばかり沖縄の台風に出くわしたことがある。

バーン 神様の仕業に備えるのが目的だというわけか。

シッターソン その通り。

沖繩、民政関係予算の内訳

フィリピン 質問はないか。

キャラウエー さきほど述べたとおり、われわれは一九六三年度分を二つの部分に分けた。それは、第二の部分を、まだ下院の委員会に提出していないからだ。しかし、政府の各種サービスへの返済資金として、われわれは第一回目の要求額を九十四万五千ドルとした。次に政府事業費として五百五万五千ドルを要求した。これには教育費百十八万ドルが含まれている。教職員の給与は約一五%増加したので約百万ドルになる。厚生福祉費が七十万七千ドル、公共事業ならびに経済開発費に百七十四万三千ドル、技術協力と技術訓練費に四十二万ドル、交通費に五千ドルとなっている。

これでわれわれの資金は底をついたわけである。全部で六百万ドルになる。しかし支出要求の増額を許された場合にも、われわれは琉球政府への返済資金を要求しなかつ

た。その必要がなかったからだ。それだけで十分だったからである。琉球諸島の公務員サービス、公衆衛生などに要するはその三分の一で足りる。

われわれは政府計画の遂行を可能にするために百万ドルを増額した。増額分のうちの二十二万ドルは教育部門へ回した。教職員給与はこれで賄えるので、別途の措置はとらなかつた。公衆衛生に五十七万五千ドル、経済開発と公共事業に二十万ドルを追加した。

さらに琉球の二つの主要金融機関が長期投資資金に不足しているの、われわれは四百万ドルの援助を要請している。

金融機関のうちの二つは琉球開発借款公社で、これは現存する唯一の長期・低利借款に応じることのできる機関で、工業その他の企業の資金を賄う。

いま一つは農林漁業協同組合のための中央銀行ともいふべきもので、目下借款活動の基礎を固めつつある。借款対象は、農業、林業、漁業その他の基礎産業である。

この中央銀行は、連帯責任を基礎として融資しているの

国際情勢資料

で返済成績も上々である。融資の種類は、短期、災害復旧〔たとえば台風によつて農産物が被害を受けた場合〕、バナナ、砂糖、漁業などの事業拡大に援助を与えることになつている。融資額は原則として小口のものが多く、琉球政府が運営しているので、きわめて成績がよい。

フィリピン 続けて下さい。

ドイル 利子は何%か。

キャラウエー 災害復旧資金は四%か三%で、返済期限は普通一年である。その他の融資に対する金利は六%から八%ぐらいだと思うが、いずれにしても、極東ではどこよりも低利率である。

ホール そのような資金援助は絶対必要であろう。しかし、幾らかでもアメリカ国庫に返済されているのだから、

キャラウエー いいえ。返済金は再び元の金融機関へ帰ってくる。金融機関はそれをまた貸し出すのである。フィリピン 金を貸した機関へ払い込めというわけか。

骨抜きされたプライス法案

キャラウエー その通り。

ホール さきほどあなたが要請したという四百万ドルの融資金を貸し出す場合に、アメリカはそれを毎年補充してやらねばならないか。

キャラウエー それは贈与である。彼らが必要資金を十分に備え、融資能力を持つにいたるまで、たとえば五年間ぐらいいは、このような性質の贈与を供与してゆく必要がある。額は開発借款公社よりも、協同組合中央銀行のほうが少なくてすむ。

コヒラン 損はしないか。これまでに返済できなかったとか、何らかの犯罪によつて銀行が損害を蒙ったことはないか。

キャラウエー はつきりと数字で示すことはできないが、そういつた事例はきわめて少ない。

フィリピン 予算関係の証言にもどう。

キャラウエー ここにある表のごとく、過去数年間の歳

国際情勢資料

国際情勢資料

出予算は年々増加しており、最後にはプライス法修正案の六百万ドルまでに増加している。プライス法修正案は一九五九年一月に、下院のHR一五七号法案として提出されたもので、毎年度の経済援助に六百万ドルの額を決めている。さらに繰越分としての額が最高六百万ドルまで認められているので、年度によつては、一千二百万ドルの支出も認められる仕組みとなっている。

下院が承認したHR一五七号立法は、このようなものであったが、上院で形を変えられてしまった。最も大きな変化は、毎年度六百万ドルという大額が削られ、自動的にこの支出額を決定するわけにいかなくなつたこと、前年度の繰り越し分として最高六百万ドルの支出権限が認められなくなつたことである。これによつて、六百万ドルというものは、自動的に承認されず、むしろ最高額とみなされるので、場合によつては、それより減少することもある。これは当初の目的からかなりかけはなれたものとなる。

事実上現にわれわれが要求している支出額は、一九六三

年度分として二千五百万ドルでなく、一千二百万ドルにすぎない。

ケネディ大統領は本年三月十九日の新行政命令で次のことを実行するよう要求した。

- (a) 琉球政府の行政主席を立法院で指名できるようにからう。
- (b) 高等弁務官の拒否権を明確にする。
- (c) 立法院の任期を二年から三年に延長する。
- (d) 立法院の選挙区の数と大きさの変更を許可する。
- (e) 琉球に居住するアメリカ人の犯罪にたいする裁判権に関して若干の修正を加える。
- (f) 文官統治に切りかえる。

これらの措置は、アメリカや日本政府からの援助を増大するとともに、琉球の自治を拡大し、経済的に自立できるようにするためのものである。行政命令の修正、プライス法の修正、日本からの援助を確保するための交渉、この三措置はすべて相互に関連があり、すべて琉球の基本的な安全保障を守るためのものである。

国際情勢資料

(以下削除)

ファイルン ありがとう。

プライス 過去数年間の支出について説明をききたい。

キャラウエー 一九五九年度のおわれの経済援助支出の総額は百三十万ドル。次いで一九六〇年度には、これが三百三十四万九千ドルに、一九六一年には四百三十一万七千ドルに、一九六二年には五百三十六万七千ドルにふえた。

一九六三年度分として、現在われわれは、一千二百万ドルを要求しているのである。

プライス わかりやすいように、それらの支出金の使途を説明してほしい。

キャラウエー これらの資金は、琉球政府がアメリカ軍政府や軍当局のために供与した各種のサービスなどにたいする支払いにあてられてきた。とくに軍人たちの厚生ならびに衛生施設の整備に使用された。

第二に琉球政府の教育施設、衛生、公共事業、経済開発技術協力その他の訓練計画、救済物資の運送費などを賄つ

てきた。

プライス 一九六三年度の六百万ドルの支出要求は、現在どうなっているか。

文官でも軍人でもよい

キャラウエー その六百万ドルの要求は、目下のところ下院の委員会で検討されており、われわれもすでにその公聴会に出席した。

キャラウエー さきに述べた三つの問題、つまり旧行政命令の修正、年間支出と二千五百万ドルにまで増額する権限を与える修正案、日本との交渉（これは日本からの援助を定期的獲得するためのもの）は、意識的に関連をもたせたものである。なぜならば、これらはすべて琉球諸島の安全保障を確立し維持するためのものであるからだ。

プライス あなたは、日本との協定が成立する時期を予測できるか。

キャラウエー 少なくとも現在それを予測することは不可能である。以下削除された。(討論内容は削除)

ブライス それでは、あなたは支出権限の最終決定額をある程度正確に知ることができるわけか。

キャラウエー その通り。

ブライス あなたの述べた支出額が、例えば一千万ドルあるいは一千五百万ドルも削られるようなことがあれば、どのような影響が生じるか。

フィルバン 別にもう一つ質問したい。新しい行政命令にたいして、軍部の反応を知りたい。いろいろの点で改善され、自由化されたはずだ。あなた「キャラウエー」証言でみると、あなたは事態が改善されたとして満足のようだが。キャラウエー 私は改善されたと思う。将来困難が起るとは思わない。

ブライス あなたは結論の部分でわれわれが軍事能力を少なからず失うかもしれないと述べた。それは軍人としてか、それとも高等弁務官としてのあなたの見解なのか。

この問題は、統合参謀本部その他の軍当局の検討をも受けたものか。

キャラウエー 統合参謀本部がとくにこの問題を取り上

げたかどうかは知らない。これは私自身の評価でもあり琉球にいる司令官たち全員の評価でもある。またアメリカの安全保障に関係のある機関の評価である。

ブライス 琉球の司令官たち全員というのは——（以下削除）

キャラウエー 決定は軍が行なうし、私もその一員だ。

ケレハー ブライス議員の質問に関連してたずねる。ギルバトリック氏が一九六二年四月十一日付の書簡で、高等弁務官であるキャラウエー將軍は、文官を民政官に任命する必要を感じていなかった、と述べている点に留意されたか。

キャラウエー 文官の民政官は、高等弁務官の補佐役にすぎない。彼は副高等弁務官ではない。彼は特定の仕事について高等弁務官から与えられる以外に、何一つ権限もなければ力もない。私がいいなかったのは、民政官に軍人になつても、文官になつても何ら変わることはない、という意味のことである。民政官の資格として要求されることは善人であること。第二に民政官はあくまでも高等弁務官の

補佐にすぎないという認識である。

ケレハー 書簡の中では、文官民政官でも差し支えないがその必要はないと書かれている。

キャラウエー いやわたしは……。

ブライス 質問したいが……。

キャラウエー いやそう書いてなかったと思う。どういう文言だったろうか。

ケレハー（読みあげる）

高等弁務官は同じように、文官民政官に切り替えても何の利益もあるまいと述べつつ、高等弁務官の権威に従う適切な文官を任命することは差し支えないと述べた。

キャラウエー そう、わたしが言ったのはまさにこの通りである。

ブライス 以上が本計画の求めるものだろうか。

キャラウエー、ケレハー そうだ。

ブライス では沖繩の情勢に対するこの新しい方針が同地の軍事上の任務に何らか悪い影響をおよぼすことがあると考えられるか。

キャラウエー 文面の範囲内において何も無い。

ブライス 新方針が沖繩における軍事上の任務遂行に何らか役に立つと考えられるか。

キャラウエー いまわたしたちが論じているのは……これはあなたが持ち出した相互関係の問題であり……この辺で打ち切りとしたい。問題の核心に移りたいと思う。

ブライス あなたは、この特定の法案に関し、それが国家安全保障にかかわる問題であるという下院の気持にもとづき、支持を得るなり支持を失うなりしようとしているところである。もしこの法案に何らかの反対があるとするば、それはこの問題に対する新しい方針により、軍事上の立場が弱くなるかもしれないという心配であるまいか。あなたはどうな……。

キャラウエー 新方針が沖繩の軍事的立場を何らか弱める結果を招くことにはないと思う。実際のところ、この新方針がその精神と文面どおりに実施されるならば、われわれの立場を強化するであらう、とわたしは思う。

ブライス それで結構。

国際情勢資料

フィルバン はかに質問は。
ドイル わたしは、これがあなたの判断において必要なものだという印象を受けたが、それで間違いないだろうか。

沖繩での雇用者

キャラウエー そのとおりである。

ノーブラッド 琉球諸島の経済その他に関連して、多数の一般人を雇っていることは、どういふ影響があるだろうか。あなたはいつか、沖繩人約四万五千人が雇われているといつていた。

キャラウエー 大体そのくらいである。

ノーブラッド すると給与支払い額は一年当たり一億ドルぐらいに達するにちがいない。これは沖繩の経済にとって大変な景気づけとなるだろう。

キャラウエー 景気づけになつてゐる。給与額はとくに多額に達していない。

ノーブラッド それでは八千万ドルぐらいか。

キャラウエー 軍は、直接雇つて支出された資金から給与を支払うものと、支出されたのではない資金から給与を支払うものと両方を使つてゐる。彼らは沖繩で単一最大の労働群をなしている。(以下削除)

ノーブラッド 彼らは、自分たちの経済およびあらゆることを大変に助けている年間八千万ドルものこの給与支払いのために、何らか感ずるところがあるだろうか。

キャラウエー 感じてゐる。

ノーブラッド 四万五千人が雇われているのだつたね。

キャラウエー さよう。(以下削除)

ノーブラッド もう一つ質問して終わりにする。ホール博士は第二次世界大戦前のいつか作成された報告書のことを話したことがある。わたしの記憶に間違いがなければ、その報告書では那覇の人口が約三万人強となつてゐた。いまではそれが二十万人に激増している。この大変な激増ぶりはアメリカの占領のためか。

キャラウエー 原因の一端は沖繩島の占領にあり、また一端は世界的に生じてゐる自然発生的な都会化にある。

コヒラン ききたいことが二つある。

(この部分削除)

コヒラン これらの措置がとられつつあるときいて非常に喜んでいる。申しあげるまでもないが、これは重要である。次に、以前にも論じあつたことのある問題、沖繩の電気料金のことに移りたい。細かいことに立ちいらす次のことをうかがいたい。沖繩の電気料金の料金体系について何らかの手が打たれたであろうか。

キャラウエー 名護の料金を約四五ないし五〇%引き下げた。これは琉球電力会社と名護配電会社との直接契約をまとめ、これにより配電会社側の利益取り分を投資に対する一五%から約九ないし一〇%に切り下げたためである。

コヒラン 実際にはアメリカ側が電力を供給しているのだね。

キャラウエー われわれが発電して供給している。

ドイル あなたは、「組みあわせ」という言葉をよく考へた上で入れたので、このためこれは一括案になつてゐる。

という話であつた。言いかえると、その中から何も削るべきでないというわけである。それがあなたの目的であるか。

キャラウエー われわれは全般的な計画をたてており、これは最も重要なものといわぬまでも、重要な仕事であると思う。(以下削除)

フィルバン キャラウエー將軍、どうもありがとう。すばらしい聴聞会であつた。これで終わりとする。

フィルバン小委員長報告

五月十五日

(訳注)

アメリカ下院軍事委員会は五月十五日、ブライス法修正法案に関する審議を開始し、フィルバン軍事小委員長が修正法案に関する報告を行なつた。同小委員長はまず日本降服後沖繩がアメリカの単独軍事占領下に置かれた時代からブライス法が成立した一九六〇年までの沖繩占領史を簡単にたどつたあと、問題のブライス法が沖繩に対するアメリカ

国際情勢資料

その支出権限額を年間六百万ドルと制限した点を取り上げ、これがブライス法の本来の意図に反してアメリカの沖繩政策を現実的に制約したと述べている。フィルバン小委員長は、ついで沖繩に対する支出権限額の限度額を現在の六百万ドルから二千五百万ドルに増額する必要がある理由を説明した後、十億ドルにのぼるアメリカの沖繩投資の保険として考えればこれはささいな額であると断じている。

フィルバン軍事小委員長、小委員会が次に提出する法案はH・R・一〇九三七号法案(注)ブライス法改正法案)である。

われわれは先週二日間わたり、この法案をじっくり検討した。

この法案は琉球諸島の経済的および社会的発展を促進する法律の改正を提案している。

私の報告は多少長くなるかもしれないが、この法案は本委員会でも多少論議の的となるものと思われる。したがって私はこの法案を十分に理解することが必要不可欠と考える。

現状の法的承認

この報告のその他については、アメリカが若干の有力な施設を有する唯一の島、沖繩に関する法案中に持ち込むつもりである。本委員会の委員諸君はこうした事情、沖繩におけるアメリカの利益および沖繩の問題を十分承知しておられる。

さてこのような背景の下で、私は簡単にこの法案の歴史を振り返ってみたい。

一九四九年以来アメリカは沖繩に対する全権を行使してきた。

戦前これら諸島は日本の不可分の一部だったが、日本の降服後は占領目的のため、分離した別個の領域として扱われた。

日本は連合軍当局の下に占領され、沖繩の占領はもっぱらアメリカの管理下にあつた。

この間一九四五年から一九五二年まで沖繩の占領は純粋な軍事占領だった。

国際情勢資料

一九五二年には対日平和条約が批准された。この条約は「合衆国はこれら諸島の領域および住民に対して、行政、立法および司法上の権力の全部および一部を行使する権利を有するものとする」と規定した。

この点では、それ以前の軍事占領に代わるものとして民政が取り入れられた。それは民政と呼ばれたが、実際にはアメリカの陸軍の高官を長としたものだ。現在でもそうである。

一九四五年から一九五二年中およびブライス法が実施された一九六〇年までの全期間を通じ、必然的に沖繩では行政機能を遂行する必要があつた。

しかしながら、これらの機能は多くの場合、対日平和条約の広範な権限の下で遂行された。

支出権限はアメリカ議会によつて随時認められたが、ときには議事手続き上の問題とならなければならなかつた。したがつて支出権限を維持するだけでなく、沖繩自体で生じた収入の保有および支出を認めるためにも若干の法的基礎を与えなくてはならないことが明らかになつた。しかも

支出権限の制限

これらの収入は琉球政府(GRI)として知られる現地政府およびアメリカ民政府の双方に帰するものだった。

実際には、ブライス法は現実の状態に法的承認を与えた以外なものをも変えはしなかつたのである。

私はブライス法が沖繩において生じる資金保有および支出を認めたと述べたが、それはまた毎年琉球に対して支出権限を認めうる金額に六百万ドルという制限を課した。

私はこの点でとくに二つの重要な問題に留意しなくてはならないと考える。この問題はともにブライス法の作成者であるブライス議員が本委員会の聴聞会で提起し、強調したものである。

まず私は沖繩に関する基本法の前文を引用することが大切だと考える。この前文は次のようになつてゐる。

対日平和条約第三条によりアメリカに与えられた琉球諸島に対する大統領の権限行使に当たつては、アメリカが琉球諸島に対する権限を保持し続ける期間を通じ、琉

琉球島住民の福祉および繁栄を高め、かれらの経済上および文化上の向上を促進するようあらゆる努力を払うものとする。

私が以上の声明を読み上げたのはつぎの声明の筋道をはつきりさせるためであった。

「なるほど支出権限を与えられ年間六百万ドルはわれわれの責任の増大につれて限度といった形のものになったが、これを定めた当時は決して限度とするつもりはなかった。

それどころかそれは、沖縄における支出増加を奨励し、助長することを意図したものだ。また法文上は限度と表現され、かつ実際に限度となりはしたが、当時妥当な支出額と考えられた額を表わそうとしたものだ。」

支出増額の必要性

誰しも考える第一の疑問は、もし六百万ドルがわずか二年前に穏当な支出額と考えられたなら、なぜそれが二千五百万ドルに増加されねばならないのかということである。

理由はこうである。

アメリカが沖縄の占領および対平和条約にもとづく権限行使を続ける理由は一つしかない。それは沖縄がアメリカおよび自由世界の安全にとつて最も重要な戦略価値を持つことである。われわれは沖縄が極東できわめて重要な位置を占め、また沖縄が太平洋におけるわれわれの防衛前線の重要な一環となつてゐる事実を承知してゐる。沖縄におけるわれわれの基地は必要不可欠であり、これについては疑問はありえない。

大統領自身この事実を強調して最近こう述べた。

これらの基地に配備されている兵力は、極東の平和に対する脅威を前に、われわれの阻止力を維持するうえで最も重要である。琉球諸島のわれわれの基地は、日本から東南アジアまで巨大な弧のなかの同盟諸国に対し、一朝有事のさい、われわれが援助に赴く意思も能力もあるのだということを保証するのに役立つ。

沖縄の重要性と沖縄の占領継続の必要性はわれわれのすべてが認めてゐると私は考える。それではどのように事態

が変わつて、支出増加を必要とするようになったのが。

アメリカの懸念

軍事小委員会では、政府の責任当局者の中に沖縄におけるアメリカの軍事的安全の安定性に対し懸念が強まつてゐるという意見が聞かれた。ある証人はこう述べた。

われわれがアメリカの単独管轄下にあるこの地域で、享受してゐる軍隊の機動性の自由をいぢるしくそこなうような状態が生じる兆候がうかがえる。

琉球住民の間には不満が高まつてゐる形跡がある。これは軍事占領の終結以来われわれが経験したのと同様な自発的協力と国際的承認がそこなわれずに続くのは当然り前だとアメリカが考へてゐるかもしれないことを示すものである。

実際、この懸念が高じた結果、大統領はこの問題を検討するため大統領顧問を長とする特別作業班を任命するにいたつた。

作業班はワシントンで数カ月の作業をすませたのち沖縄

で数週間にわたり現地調査を行なつた。

事実、われわれが現に審議するこの法案は、この作業班の研究の成果である。したがつて、この問題は決して一片のありきたりの立法ではなく、大統領自身が注意を払つた立法であることが了解されよう。

近い将来二千五百万ドルという上限に達する見込みがないことを私は説明しなくてはならないと考える。たとえば一九六三会計年度分として陸軍省は基本法にいたが六百万ドルを要請しており、この法案が成立しても六百万ドルの追加を要請するにとどまるだろう。この結果、一九六三会計年度分は総額一千二百万ドルとなる。

アメリカの特別な義務

これらの資金は次のように使われることになる。

- 1、アメリカの軍隊、その他の人びとに提供したサービスに対する琉球政府への弁済金約百万ドル（このサービスは保健、公共の安全その他の分野にわたるものである）
- 2、政府諸計画へのきよ出金約九百五十万ドル。教育施設

の新設、改良、教員給与、保健および医療計画、社会福祉事業ならびに全般的な経済開発を行なうための出資により、沖縄の経済的および社会的発展の促進に関連したものである。このうち四百万ドルは二つの公共信用機関の資本増加に当てられることになろう。

3、災害救済費約百万ドル。

4、技術教育、訓練費三十万ドル。その他多数の少費目がある。

アメリカと沖縄との関係はアメリカの歴史上独特なものであり、アメリカの責任も同じく独自のものがある。アメリカはこれら諸島に対し絶対的な支配権をもっており、したがってわれわれの沖縄行政を当然アメリカに期待されるもの以下にならないようにする特別な義務を負っている。沖縄はかつて宣伝の武器だったし、これからもそうなるだろう。われわれはこの宣伝に対抗しなくてはならない。

沖縄投資への保険

二千五百万ドルという額はいうまでもなく非常に多額

のカネである。しかし、われわれが沖縄に十億ドルを上回る投資を行ない、さらに総額数十億ドルにも達する施設や供給を与えていることをじっくり考えれば、二千五百万ドルはわれわれの投資に対する保険としては、きわめて少ない額となる。それは大体B52型機二機分ないしわれわれの新型戦闘機数機分の値段に近い。

最後に、私はケネディ大統領が出した新行政命令にきわめて簡単に言及すべきだと考える。この行政命令は旧行政命令を五カ所にわたり改正したものである。このうち問題になったのは一カ所にすぎず、それは民政官府の設置である。この改正に関しては民政官が「高等弁務官から与えられる権限をもち、職務を遂行する」ことになっている点を理解しなくてはならないと私は考える。

これは決して文官を軍司令官の上に置いているものではない。実際には、民政官は軍司令官に従属し、高等弁務官を勤める軍人から与える権限と職務をもつにすぎない。

以上がこの法案に関する私の報告であり、私は本委員会により承認を提議する。

リバーズ委員長代理 それは全会一致の報告か。
ノーブラッド そのとおり。

委員長代理 異議はない、そしてプライス議員に対して報告をお願いする。プライス議員は報告の起草者である。プライス議員、法的手続がどうなっているか調べた方がよい(プライス議員、うなずく)。

以印刷代贈与・非売品

〔禁無断転載〕

国際情勢資料

フリス法
ファイルより抜き

昭和37年7月17日(火)

特集

第813号

目次

潜在主権の根拠はなにか

|| フリス法修正法案の聴聞会証言録全文 ||

アメリカ上院軍事委員会

監修 内閣調査室・委託編集 内外情勢調査会



〔禁無断転載〕

国際情勢資料

昭和37年7月17日(火)

特集

第813号

目次

潜在主権の根拠はなにか

Ⅱ プライス法修正法案の聴聞会証言録全文Ⅱ

アメリカ上院軍事委員会

監修 内閣調査室・委託編集 内外情勢調査会

フ
ン
ク
ス
22



国際情勢資料

まえがき

アメリカ上院軍事委員会は六月十四日、沖縄経済援助に関するプライス法修正案にかんする聴聞会を開き、証人として喚問したスチブン・エイルス陸軍次官、U・アレキシズ・ジョンソン国務副次官に経済援助を拡大する必要性ならびにその背景について証言を求めた。以下に紹介するのはその証言録の全文である。

聴聞会は最初の一時四十分は公開され、残りの四十分間は非公開に切り換えられた。証言録は公開の部分の質疑記録である。

審議されたプライス法修正案は五月二十四日、下院本会議で無修正のまま全会一致の承認を得ており、上院で採択されると成立の運びとなるが、この聴聞会では意外にも一部の議員が日本の潜在主権に對しかなり批判的な意見を述べ、ケネディ大統領が三月十九日の沖縄新政策に関する声明で琉球が日本の一部であることをはっきり認めたのと対照的な態度を示したので、日本と沖縄にかなりのショックを与えた。

したがって上院軍事委員会の聴聞会は下院軍事小委員会の聴聞会（五月九、十日）と空気の点で若干の相違がうかがわれた。下院の聴聞会では沖縄基地の持つ稀有な戦略的価値が大いに強調される一方、ジョンソン国務副次官が日本復帰を願う沖縄住民の気持ちがいかに強いものであるかを具体的に説明した結果、現地の感情を尊重するためにプライス法における援助のワクの六百万ドルを二千五百万ドルにまで拡大する必要が大いに認識された形であった。

これに反し、今度の上院軍事委員会の聴聞会はサリモンド（サウス・カロライナ州選出、民主党）、ソルトンストール（マサチューセッツ州選出、共和党）の両長老議員が対日平和条約第三條の規定をたてに取って、日本が沖

繩に対して潜在主権を持つとのアイゼンハワー政権らしいのアメリカ政府の立場を真向うから批判したため、空気がかなり険悪となり、政府側証人も不意を突かれた格好で、これに強く反駁することもできず、委員会全体の空気が修正法案に対しやや批判的な傾きを示すにいたった。

しかし証言録を詳しく読むとラッセル委員長やジャクソン議員らは修正法案に対し好意的であり、潜在主権を問題にした二議員も、沖繩を最終的に日本へ返還することにまで反対したわけではないことがわかる。

ジョンソン國務副次官は日本が潜在主権を持つとアメリカ政府が認めたのは、故ダレス元國務長官が対日平和条約締結に当たって明言したのが始まりであると答え、その動機は沖繩島民が自分たちを日本の一部と考へ、独立を欲せず、将来、日本に復帰することを強く望んだことにあると答えた。しかし副次官もエイルス陸軍次官も戦略上の必要からアメリカ軍が沖繩に長期駐留する必要があることははっきり確認し、施政権の早期返還の望みは全くないことが裏書きされた。

この聴聞会の特色は、このように日本の潜在主権に対しサーモンド、ソルトンストール、バード議員らが異議を唱えたことであり、サーモンド議員にいたっては、アイゼンハワー政権が祝祭日に日の丸の掲揚を許した際、これに抗議する手紙をアイゼンハワー大統領に送つたと述べ、かなり感情的な発言をしているが、こうした議論は、アメリカ上院議員の間にそうした意見もあると留意する程度にとどめておいてよいものかもしれない。ラッセル委員長は、国旗の掲揚など、条約に書いてあるからそうするのでなく、政策としてやることで、パナマでも同じこと、かりにメキシコがアメリカ領であるカリフォルニア、ニューメキシコで国旗をあげたいといつたら、それを認めてもよいではないかと軽くいなしている。

潜在主権の根拠はなにか

『ブライス法修正案の聴聞会証言録全文』

〔アメリカ上院軍事委員会 一九六二年六月十四日〕

アメリカ上院軍事委員会は一九六二年六月十四日午前十時半から上院オフィス・ビル第二百十二号室で委員長リチャード・B・ラッセル上院議員の司会の下に開会した。出席者はラセル、ステニス、サイミントン、ジャックソン、サーモンド、キャノン、バード、ソルトンストール、スミス、ビールの各上院議員および委員会スタッフ。証人はステブン・エイルス陸軍次官およびUアレキサンダー・ジョンソン國務副次官(政治担当)であった。このほか、証人の補佐官として陸軍次官付きのジョン・D・シッターソン中佐と陸軍参謀本部民政局のエドワード・W・オフラハティ氏も同席した。

〔委員会にはジョン・T・マクノートン氏を国防省顧問に任命する件を審議したのち、ブライス法修正案に関する聴聞会を開いた。聴聞会の経過はつぎのとおりである。〕

ラッセル委員長 つぎの案件はH・R・一九三七号である。この案件は琉球諸島の発展をはかるため同諸島への援助に関する

一九六〇年の法律を改正し、年間の支出権限額を六百万ドルから二千五百万ドルに拡大するよう提案している。これに国防省の立法提案であり、この法案の採択はアメリカ大統領の計画と合致する旨の勧告を受けている。

本日午前、委員会に出席した主な証人はステブン・エイルス陸軍次官である。委員長は次官の証言には多分、若干の秘密資料が含まれると思うが、その際には委員会を非公開にせざるをえないと思う。

委員会にはもう一つ短い法案が提出されている。これはなかなか重要な内容のものである。さらにこのほかに二つの非常に重要な小委員会報告も提出されている。委員各位

国際情勢資料

はエイルス氏の証言が終了すれば本日の審議は終わりと
思つて退席されたいようお願いする。小委員会から二つの非
常に重要な報告が提出されている。
では次官、どうぞ発言していただきたい。

スチブン・エイルス陸軍次官の声明

エイルス 私はまず秘密扱いでない声明を用意してきて
いる。そして、さらに突つ込んで意見を述べよとのことな
ら、秘密の意見表明を行ないたいと思う。

私はこの席でアメリカにとつての琉球の重要性について
意見を交わし、かつ、琉球諸島への経済援助を増額するこ
とによつて、われわれが責任を遂行できるようにするH・
R・一〇九三七号の採択を要請する機会を得たことを非常
にありがたく思う。

本委員会は琉球の軍事的価値を格別によく理解されてい
る。あなた方はアメリカが対日平和条約第三条によつて与
えられた琉球を統治する全権を引き続き行使する唯一の理
由がアメリカおよび自由世界の安全に対して、これら諸島

が稀有な戦略的価値を持つてゐることを知つて
おられる。

この島嶼群の軍事的重要性は、それが極東のきわめて重
要な地域にあるという中心的な地理的位置だけに起因せず
わが国がそこに最善と考ふるあらゆる種類の軍隊を配備し
かつ、それを活用する権利を有することにも起因する。

沖縄にあるわが基地は侵略を受けた場合、わが軍勢力を
敏速に発揮する能力を提供する。大統領もさる三月十九日
に声明したとおり、「これらの基地に配備した軍勢力は極
東平和への脅威に対処して、わが戦争阻止力を維持するた
めに最も大きな重要性を持つてゐる。琉球諸島にあるわが
基地は日本から東南アジアに到る巨大な弧のなかにあるわ
が国の同盟諸国に対し、必要の際にはわれわれが彼等を助
けに行く意思だけでなく、能力をも保証する一助となるも
のである。

こうした純粋に軍事上の理由、そしてまたこの理由だけ
のために、われわれは琉球諸島に対し統治権を維持しなけ
ればならないのである。われわれは軍事上の必要が続く限

国際情勢資料

り、この権利を維持しつづけなければならぬ。

琉球は天然資源に恵まれなところである。つまり住民
は最も困難な条件の下でその土地から生計を立てている。

この小さな諸島は世界中で一番、人口密度の高い地域の
一つである。しかも、農耕可能な土地の一〇%以上を軍事
上の目的に使用せざるをえない状況にある。もちろんわれ
われは必要な最小限度の土地だけを使用するよう努めてい
る。

琉球人たちは本土である日本から切り離され、日本が享
受しているような目覚ましい経済復興の恩恵には浴してい
ない。彼等はなるほどアメリカの統治下で大幅な進歩を享
受してはいるものの、日本の都道府県のように日本政府か
ら補助金を受け取つてはおらず、また、すべての日本人に
その手を指しのべている社会福祉計画の恩恵には浴してい
ない。

沖縄の不満

琉球人はアメリカの支配下にあるけれども、アメリカ社

会の一部にはなつておらず、またそうなる望みもない。

われわれに琉球統治の決定をうながした軍事上の急務は
十七年間続き、今後も無期限にそれが続くことがほゞ予想
されている。

私は昨年七月に琉球を訪問した際、現地においてアメ
リカの立場の安定をはかる責任を負つた当局者たちが懸念を
抱いていることを知つた。そこには、われわれが今日享受
している軍事行動の自由が妨げられそうな不吉な兆候が感
じられた。

琉球住民の間に不満が高まるはつきりした証拠がみられ
た。新聞や政界では日本への復帰を望む琉球人の願望がま
すますはつきりと示されつつあつた。

現地にあるわが国の当局者たちにとつてはつきりわかつ
ていることは、こうした願望の底にある主たる動機は琉球
人たちが行政命令一〇七二三号および公法八六一六二九号
の言葉を借りれば、米国は「琉球諸島住民の福祉と安寧を
向上させ、彼らの経済的、文化的進歩を増進するための最
善の努力」を傾けていないとますます確信しつつあること

国際情勢資料

である。
ラッセル 次官、ソルトンストール議員が質問を一つしてはまずいか。
エイルス そんなことはない。

琉球人は日本人

ソルトンストール 有難う、より考え深く意見を聞くことが出来るようにちよつとお話しを中断して質問させていただきます。琉球諸島住民の民族的背景はどうなつて居るか。彼等は九十万人だと思ふが。

エイルス そのとおり。

ソルトンストール 人種の背景は？

エイルス 彼等は実質上、日本人である。戦前は日本の一県だった。その土地に昔からずっと住んでいた人間なら琉球人と日本人の区別がつけられると思ふが、両者は種族的に非常に密接な関係にある。

ステニス それは沖縄のことか。

エイルス そうだ。沖縄は島嶼群のなかの中心の島で全

体の人口の約四分の三がそこに集まつている。

ラッセル 沖縄侵攻当時、私は何度か、沖縄住民が種族的に日本人とは多少異なつたグループに属しているということを読んだ。

私は間違つていたかもしれない。だが私は十べん以上も沖縄住民が異なつた種族的背景を持つて居るということを読んだ。彼等は純粋な日本人ではない。

エイルス 純粋な日本人とは何かという点には問題があるかと推測される。日本人は出身地が日本のどの部分かによつて、あるいは北部の島の出身かどうかによつて異なつて居る。だがみな、日本の一部であつた。

ラッセル なるほど。

エイルス 戦争前の相当長期間……

ラッセル われわれと同じく、日本人も最初は征服によつて沖縄を獲得した。台湾あるいは中国人から奪つたのではないか。

エイルス 琉球諸島はかなり長い間、中国の一部またはある時期には中国人と交渉を持つていた。だがその後、彼

国際情勢資料

等は独立した。そして、国王や支配者が何代か続いた。私の記憶によると、そのつぎに日本とある種の間を持つた。だが日本人が実際に彼等を征服したかどうかは私は知らない。どなたかご存知の方はいいいか。
マッケイフ大佐 はい、沖縄は日本が取つたのだ。日本人は戦争をして沖縄へ入つて行つたのだ。
ラッセル ありがどう、少し思い出したと思ふ。次官つづけていただきたい。

特別作業班の設置

エイルス ありがどう。琉球の住民たちはしばしば日本のいとこ達が経済的に進んでいることを口にしているが、彼等は過去数年間に異常な繁栄を誇つて居る。

高等弁務官キャラウエー中将が懸念を示した結果、昨年八月、各省代表で構成する作業班が設置された。これは経済的、社会的条件がどの程度まで琉球住民の不満に響いたかを調べ、沖縄におけるアメリカの立場を改善するにはいかなる措置が必要かを決定するためのものである。

私はこのグループの国防省代表であつたが、班長はホワイトハウスのスタッフのカーン・ケイセンだつた。彼は現在、国家安全保障担当の大統領特別副補佐官である。ケイセン氏と調査班は琉球に約二週間滞在し、現地の事情を直接調査した。調査班は琉球のあらゆる階層の代表と会い、高等弁務官およびその補佐官、さらに東京駐在のアメリカ大使と協議した後、一連の勧告を提出した。この勧告は作業班および関係諸省の支持をえ、さらに大統領の承認をえた。

将来の可能性に関するこの報告の結論は、もしならぬかの措置をとれば、悲観的でないとされている。

しかしこの報告は若干の措置をとるべきこと、しかも敏速にとるべきことを強く勧告している。この措置の一部、そして、もつとも肝心な点は琉球諸島への経済援助をブライズ法として知られる公法八六一六二九号の定めるワックの六百万ドル以上にまでふやす必要があるとして居ることである。これこそ、この法案の目的であり、制限を解除することにある。

ブライス法の背景

ここでブライス法およびその背景を簡単に説明させていただきます。ブライス法を採用する以前は議会は毎年、琉球向けの援助について支出を認めてきた。しかし、特定の権限法がなかったため、琉球援助は議事手続き上の問題とされた。

そこで、支出権限を支持するため、なんらかの法的基礎を与え、同時に琉球政府とアメリカ政府に歳入の保有と支出を許すべきことが明白となった。

実際にはブライス法は現実の状態に法的承認を与える以上のなんらの変更をも与えなかった。ブライス法の第一項はつぎのように定めている。

「大統領が対日平和条約第三条によつてアメリカに与えられた琉球諸島に対する権限を行使する際には、アメリカが琉球諸島への権限を保持し続ける期間中、琉球諸島住民の安寧と福祉を向上し、かつ彼等の経済的、文化的進歩を増進するようあらゆる努力を傾けるものとする」

ブライス法は琉球に対し毎年最高六百万ドルまでの支出

権限を与えることを許可した。ブライス下院議員自身は最近、下院で開かれたこの修正案の聴聞会で、「この六百万ドルについて尽力したわれわれは沖繩に対しなんらかの貢献をなし、少なくともその支出額だけ援助を与えるものと考えた」と述べたけれども、現実には限度となった。

そこでわれわれは今度、この法律の第四項にふくまれてある六百万ドルの年間限度を引き上げるよう提案するわけである。

作業班は琉球の経済情勢を検討、調査した後、ブライス法の限度は二千五百万ドルの水準まで引き上げなければならぬとの結論に達した。

もし議会がH・R・一〇九三七号を承認すればそれ以上の調査と関連措置がとられるまでの間、拡大された経済援助の最初の増額分として六百万ドルを越えない追加経済援助が一九六三会計年度に提案されることになっている。この額は予算の一部として議会に提出された六百万ドルの支出権限要請の上積みである。

経済援助の内訳

もとの六百万ドルの要請額の内訳は琉球に駐留するアメリカ軍の公衆衛生と公安のための特別サービスおよび便宜に対する琉球政府への払い戻し九十四万五千ドル、医療施設ならびに医療計画への拠出金約百二十五万ドル、教育施設百五十万ドル、公共事業と経済開発約二百万ドル、技術訓練と技術協力三十万ドル強である。

修正案の承認次第で追加の六百万ドルはつぎのように割り当てられる。すなわち教育、公衆衛生、公共事業および経済開発のための緊急計画に百万ドル、資本形成の促進および小企業援助のための琉球の二大公共貸付機関の資本拡大のために四百万ドル、および災害救済、復旧費に百万ドル。

さらにその後四年間にわたり、行政琉球諸島、陸軍、(ARRIA)支出権限の下での追加支出が一千ないし一千二百万ドルあり、さらに一九六四年度中に予想される一時支出が四百万ないし五百万ドルと見積もられる。

この追加資金は経済開発計画の促進および福祉計画の拡大のために充当されよう。

予算の見積もりには幅があるのはつぎの要素次第で状況が変わるからである。

- (a) 日本政府の援助準備の決意
- (b) 琉球政府との調整および同政府の若干の措置
- (c) 災害救済の必要

これらの要素の結果いかんで年間二千五百万ドルまでの限度に、最大支出年度には二千九百万ドルまでの追加支出権限の必要が生ずる可能性がある。

援助拡大は不可欠

現在の援助水準の下では投下資本は細々たるもので、これが経済成長を制約する主な要因である。琉球の教育施設は日本の多くの地域の教育施設より見劣りがする。教師に対する年金制度と同じく、きわめて控え目な退職制度でさえ問題外となつてゐる。そして、現在の援助水準の下ではその他の関連の社会福祉計画も実施不可能である。

国際情勢資料

そのうえ、多くの地方では水の供給が不十分で、日照りがまだ一カ月にもならないというのに、付近の島から舟で水を運ばなければならない島さえある。

首都那覇市は人口二十万人余で沖縄島にあるが、下水道の設備はなく、どぶがあるだけである。この点は琉球にとつての基本的必要の一例に挙げられている。

アメリカは植民国家ではない。アメリカが琉球に留まっているのは領土保有や住民支配とは全く無関係である。アメリカは純然たる軍事上の理由から琉球にいるのだが、その間九十万人余の住民に対し、彼等の賛成をえずにアメリカが最終的な政治的権限を保持していることは事実である。

こうした状況の下では、われわれが皆、琉球住民の進歩と繁栄をはかるため、あらゆる適切な措置をとらなければならないことは明白のように思われる。

これを要するに、琉球に対するわれわれの関心と責任はアメリカからの経済援助の大幅な増大を要求するとわれわれは確信する。

必要な援助総額はなるほど近年与えられた額よりは多いけれども、われわれがかけている重大なことから比べれば、いぜん少ない。これは特殊で、独特な例である。琉球およびその経済的進歩のための援助の拡大は不可欠である。われわれの提案する措置はこの目標への正しい道である。

そこで私はただ今、提案されている公法八十六・二九号の修正に対し本委員会の好意的な配慮をわずらわしたい。

日本で一番貧しい県

ラッセル 次官、アメリカの管轄下にある琉球はどのくらいの広さがあるのか。

エイルス アメリカの管轄下の琉球諸島の全面積は小さなものである。キャラウエー將軍が下院での証言の際、具体的な例を挙げて比較をしていたが、ニュージャーシーの約二倍くらいである。どなたかはつきりしたことを教えていただけませんか。

ラッセル そんなに大きくはないと思う。

国際情勢資料

ステニス 下院の発表では、沖縄は四百五十四平方マイルある。

エイルス 耕地面積五十四万二千エーカー中、十五万三千エーカーは不毛である。

ラッセル 私は六百万ドルの援権を拡大することに反対ではない。だが、私は十分目を見開いてこの問題を処理してほしいと思う。戦前には沖縄の生活水準は日本の他の府県よりはるかに低かった。次官、そうではないかね。

エイルス 沖縄は日本で一番貧しい県だった。

ラッセル そして沖縄では、島から島へと舟で水を運ばなければならなかった。

エイルス そのとおり。

ラッセル そのような条件は、われわれの責任ではない。そして、日本人はその救済策をなにもとらなかった。

エイルス その点は問題ない。そして沖縄の住民は戦前よりはるかによい状態にある。

ラッセル そう、われわれは沖縄でケチケチしてはいない。私の記憶ではわれわれは沖縄に電気施設を作ること

賛成し、それに予算をつけた。そして彼等に引き渡した後彼等から電気を買っている。それで正しいか。

エイルス 私はつきり知らないが、われわれが沖縄のために非常な貢献をしたことは確かだ。沖縄には大学が一つあり、住民はそれを大いに誇りにし、その運営に当たっている。私は沖縄住民の面倒をみるやり方について恥ずべきところはいささかもないと思う。

問題はすぐ隣りの日本が恐るべき繁栄を遂げたことである。日本政府が過去にどの程度のことをしたかはつきり知らないが、現在、貧しい県に対し、相当な補助をしている。

沖縄の住民たちは人種上、日本人だと思っており、もし沖縄が日本の一部であつたなら、今よりずっとよかつただろうと思つている。そして、もちろん、これがわれわれにとつての悩みのタネであり、日本と全く同じ水準まで引き上げることは目指さないにしても、悩みや差があまり大きなものでなくなる程度までにはできるかどうかはわれわれの努力次第だと思つている。

国際情勢資料

駐留米軍使用者の賃金

ラッセル アメリカは沖縄でのさまざまな軍事計画のためどれぐらいの数の民間人を雇っているか。

エイルス 沖縄人か。

ラッセル そうだ。

エイルス いまお答えする。委員長、ここに参考資料がたくさんある。いま見つけるからちよつと待つていただきたい。正確な数字を申し上げる。

ラッセル よろしい。

エイルス 一九六一年九月現在、わが軍事活動、支出権限を与えられた資金による活動における雇用人員は一万五千三百人であった。その他の活動における雇用人員は一万人で、つまり直接の雇用人員は二万五千三百人だった。

軍用の請負業者が八千人を雇い、わが軍要員の家庭やその他で雇った使用人が一万五千人いるので、合計四万八千三百人となった。

ラッセル 彼等の賃金を示す数字をお持ちか。

エイルス 軍税に基づく数字がある。賃金を申し上げよう。お知りになりたいのは賃金の額か、沖縄経済に支出される資金総額か。

ラッセル 私は賃金の水準について知りたい。

エイルス 一九六一年九月現在、アメリカ議会会で支出権限を受けた資金による活動で雇われた使用者の二時間当たりの平均賃金は三十四セント四六である。その他の活動における使用者のそれは二十七セント〇三となっている。支出権限を受けた部門の平均賃金は六十六ドル六十一セントそれ以外の部門のそれは五十三ドル六十七セントである。

ラッセル 記録に残すため日本の産業、繊維その他の部門での賃金水準を教えてください。

エイルス はい、できる。シッターソン中佐が申し上げてもよいか。

ラッセル 結構、そうしてもらいたい。私はこの法案に反対してはいない。若干の事実を知りたいのだ。あなた方の要請額が大部分いのでね。

エイルス われわれは用意してある情報を喜んで、全部

国際情勢資料

申し上げたい。シッターソン中佐は沖縄へ行った調査班の一員である。もし、中佐が話してくれば助かる。

ラッセル よろしい。

恵まれている日本の賃金

シッターソン 私は沖縄駐留米軍の使用者と日本における使用者とを比べてみたい。

賃金水準は直接の比較にならない。なぜならば日本における日本人使用者は非常に多くの特別給与と特別補償の恩恵に浴し、離職制度、定年退職制度を持ち、これは補償や当座価値の形において相当な値打ちを持っている。

こうした種々の原因のため、駐日アメリカ軍に雇われている日本人使用者の収入は琉球人使用者のそれを大体、五割上回っている。この比較は琉球人によつてもなされてお

り、これが彼等の不満の一因をなしている。

ラッセル 日本の産業労働者の賃金はどれくらいか、何か材料を持つているか。紡績工場でアメリカへ輸出する布地の生産に当たっている女工たちの賃金はどれくらいか。

シッターソン アメリカの賃金はもつと多い。数字は持つていない。

ステニス 彼はアメリカの賃金のことをいつている。

シッターソン 日本の労働者は琉球の駐留米軍の民間人使用者や民間企業の労働者より高い賃金をもらっている。

それを具体的数字で裏付けることはできないが、これは事実である。私はそれを調べた。

オフラハティ 私からお答えしてよいか。

エイルス この人は琉球の民政局にいるオフラハティ氏である。

ラッセル よろしい。

オフラハティ 民間企業の平均月収は六十七ドル七十セントである。

ラッセル 六十七ドルだね。

オフラハティ 大体そうだ。

ラッセル 想像していた程度だ。私も六十七ドルだと思つてた。私はそういう数字を知つてた。そして日本人労働者は週に四十時間以上働いている。そうではないか。

国際情勢資料

オフラハティ そのとおり。
ラッセル 一方、アメリカ軍で働いている使用者は一週
四十時間労働ではないか。
オフラハティ そうだ。

日本と沖繩との賃金比較

キャノン 私に関連質問をお許し願いたい。
ラッセル よろしい。
キャノン その六十七ドル七十セントという数字は次官
がさきほど説明した琉球および沖繩の支出権限を受けた
部門の使用者の平均月収である六十六ドルに対比するもの
か。

オフラハティ 違う、それは沖繩の民間企業労働者の平
均賃金、四十八ドルに対比する数字である。

キャノン だが私が指摘しようと思つたのはわれわれが
支出権限を受けた資金から支払っている平均賃金は六十六
ドルだということだ、それでよいか。
エイルス そうだ。

キャノン そして日本の企業での平均月収は六十七ドル
七十セントである。つまり一ドル七十セント上回ってい
る。

ラッセル 次官はその他が六十六ドルといったように思
つたが。

キャノン 六十六ドルは、支出権限を受けた部門の賃金
だ。その他は五十三ドルだ。

シッターソン この点をはつきりさせるため一言申し上
げたい。その金額のほか、日本の労働者は晩年に一種の社
会福祉立法および補償の恩恵に浴する。それは彼等にとつ
て大きな価値がある。これが日本と沖繩の大きな差であ
る。なぜなら、アメリカ軍使用者はそうした恩恵には浴さ
ないからだ。

ラッセル 次官がその点を非常に明快にいつている。も
しあなたが、社会保障支払いを賃金に追加するというのな
ら、そう記録に留めるのが有益であろう。サイミントン議
員、質問がおりか。
サイミントン ありがとう委員長、次官、そう昔のこと

沖繩の最低賃金

サイミントン アメリカ軍が沖繩で支払っている最低賃
金は一時間当たりいくらか。

オフラハティ アメリカ政府が。

サイミントン そうだ。

オフラハティ 平均して二十六セントだ。

サイミントン 一時間二十六セントか。

オフラハティ はい、平均でだ。

サイミントン というと、二週四十時間として一週にち
ょうど十ドル少しということになる。

オフラハティ そのとおり。

サイミントン そこで、六十六ドルとか六十七ドル五十
セントとかいつても、それは現地住民の現実の収入とは無
関係である。そういえるか。
オフラハティ 六十七ドルは日本の民間企業の平均賃金
である。

ラッセル 沖繩での米軍使用者の平均は六十六ドルであ

国際情勢資料

オフラハティ はい、サイミントン議員、さつき平均賃
金のことはお話した。

ハティさんに話していただけるか。
エイルス オフラハティ氏が知つていると思う。オフラ

住氏の賃金がどれくらい知つているか。

私は労働省の報告を読んだ。それによると、沖繩人は労
働省からなんの恩恵も受けず、労働省に対し働きかけても
いない。そこで、賃金水準が非常に低く非常に悪い。そこ
で私はいかにしてこの状態を改善するのか知りたい。現地
住氏の賃金がどれくらい知つているか。
エイルス オフラハティ氏が知つていると思う。オフラ

ではないが、沖繩住民が低賃金である事実をめぐつて、ち
よつとしたさわぎがあつた。それはもう収まつたのか。
私は一時間に十セントという数字を覚えてるが。
エイルス 民間企業のことか。

サイミントン 私はよく知らないが、あなたがたが琉球
援助のため、もつと資金をふやして欲しいと要請しており
われわれが約六十七ドルの賃金について議論していること
を承知している。

私は労働省の報告を読んだ。それによると、沖繩人は労
働省からなんの恩恵も受けず、労働省に対し働きかけても
いない。そこで、賃金水準が非常に低く非常に悪い。そこ
で私はいかにしてこの状態を改善するのか知りたい。現地
住氏の賃金がどれくらい知つているか。
エイルス オフラハティ氏が知つていると思う。オフラ

ハティさんに話していただけるか。
オフラハティ はい、サイミントン議員、さつき平均賃
金のことはお話した。

る。

エイルス 支出権限を与えられた資金の場合だ。

サイミントン それは現地住民の場合ではなくアメリカ人の場合だ。

ラッセル いや違う、アメリカ人は本国にいるより二〇%収入が多い。あなたはなんのことをいつているのか。

サイミントン 一時間二十六セントというのは誰の収入か。

ラッセル それは沖繩人に支払う賃金だ。沖繩にいるアメリカ人で一時間二ドル以下の者は一人もいない。

ジャクソン 沖繩のアメリカ人は四十時間以上働く。サイミントン 私は一時間約十セントの収入という報告をみた。

ラッセル アメリカ人か。

低い賃金水準

サイミントン いや沖繩人だ。

ラッセル それはまちがっている。

シッターソン こう答えてはどうだろうか。琉球政府は

まだ最低賃法を通していい。アメリカ軍は最低の基準を持つており、アメリカ軍が支払っている額は皆さんのお手もとにある。高等弁務官は琉球政府に最低賃法ならびに関連法規をつくるよう働きかけている。

これまでのところまだこの法律はできあがっていない。とくに農村地帯では、簡単な型のダムは原始的な建設作業などを一時間わずか十セントでやっている人々を見た。

この点は間違いない。特別作業班が考えているのは、われわれが働きかけることによつて、これらの水準を漸進的に、革命的にはなく、非常に慎重に計画された発展的な方法によつて引き上げることである。しかし現在の水準はきわめて低いことはお説の通りである。

ラッセル 民間のダム工事で働いている人々に対して補助金を支払うつもりはないのか。

シッターソン ない。

ラッセル われわれはそこに相当の軍事力を持つていて、軍の支出は経済のたすけにはならないのか。

エイルス もちろん、たすけになつてはいる。沖繩ではわれわれが駐留していることにより、人々を雇つていてというばかりでなく、軍の支出があることによつて大きな利益を得ていることを誰もが認めている。

ラッセル 今年、沖繩のためにいくら要求しているのか。

エイルス 六百万ドルを要求している。経済援助についていつておられるのか。

ラッセル その通り。

エイルス それなら六百万ドルだ。もしこの法案が可決され、六百万ドルの限度がはずされれば一九六三年度分としてさらに六百万ドルを要求することにならう。

ラッセル あわせて二千二百万ドルか。

エイルス その通り。

ラッセル それでもし一千二百万ドルの授權が認められるとしても、それは六三会計年度に関するものだけで、あなたの考えている長期計画のためのものではないのか。

エイルス 全くその通りである。

発電所建設計画

ラッセル オフラハティさん、あなたは琉球についての多くの数字と多くの知識を持つておられるらしい。私はわれわれが沖繩に発電所を建てたことをほんやりと覚えていて、このことについて何かご承知か。たしか三、四百万ドルだったと思う。われわれはそれを授權法案の中にはのせなかつたが支出権限の中に入れた。

オフラハティ その通り、八万キロワットの発電所を建てるのに約二千四百万ドルであつた。この発電所建設のための資金を入手しようと数年にわたつて努力しながら失敗したあと、一九六〇会計年度に議会は陸軍長官に琉球発電会社への融資分としての支出権限を与えた。この会社は実際には同島の首席民政担当官である高等弁務官の監督下におかれていて、この資金を陸軍長官から発電会社に融資されるアメリカ財務省に返済されることになつていて、必要額の残額二千八百万ドル強はこの発電会社の留保利益を利用した。この発電所はまだ建設されていない。六月二十八日に

大札が行なわれることになつてゐる。設計上、技術契約上の問題があつてしばしば遅くれたが、近くこの発電所は建設される。

ラッセル 現在はどこから電力を得てゐるのか。

オフラハティ われわれは地形利用の発電所を二つもつてゐる。これは一九五四年に建てられたものであり、そのほかにディーゼル燃料で動く発電用ベンケ、それにいくつかの補助ディーゼルエンジンで発電してゐる。

エイルス 私の記憶が正しければ、はしけとはいつても実際にはつなされた船のはずだ。

オフラハティ その通り船である。

エイルス 発電をする船である。

ラッセル 私は歳出委員会における証言のかなりの部分を思い出した。しかしまだはつきりしない。これはわれわれのためのものだ。たか、それとも地元の人々に電力を供給するための権限だったのか。

オフラハティ これは軍事、民事の総需要すべてをみたすために必要である。

ラッセル 那覇の町は現在電力をどこから得てゐるのか。

オフラハティ 現在軍需、民需の双方に電力を供給してゐる総合電力網から供給を得てゐる。軍が優先権を持つており、民需に應ずるには不十分であり、このままでは経済開発はできない。

ラッセル 非常に発電事情が悪いので、ある程度の支出権限を与えて、これを改善しようと試みたわけである。

オフラハティ その通り、これができればそれで間に合うことになる。

ラッセル 那覇における下水事情はこんな状態なのか。

これは戦時中のわれわれの軍事行動の結果なのか、それとも以前からのことなのか。

オフラハティ 那覇市は完全に、文字通り壊滅した。

ラッセル それは覚えてゐる。

オフラハティ 那覇市はわれわれの軍事行動の必要に応じて再建された。しかも再建はどちらかといえば原始的な状態のままで行なわれたので、下水のための設備など

は何もされなかつた。

ラッセル 戦前には下水はあつたのか。

オフラハティ なかつたのではない。私はそれについては何も知らない。

キャンノン 私はなかつたときいてゐる。

ラッセル 私はそうだと思つてゐたが、オフラハティさんにはつきりさせてもらひなかつた。

国連の信託統治

ソルトンストール 二つ質問したい。第一に対日平和条約により「アメリカはこれらの諸島の領地と住民とに対する行政、立法、司法のすべてのいかなる権限をも行使する権限を持つ」——これが条約の第三条である。

エイルス その通り。

ソルトンストール そして結局は琉球諸島は日本に返されるのか。少なくとも理論的には。

エイルス これは条約できめられてはいない。条約ではわれわれがもはやこれを必要としなくなつた場合、国連の

信託統治領になると規定してゐると思う。

ソルトンストール 国連か。

ラッセル その通り。

エイルス しかし、政府はこれまでたえず、日本の潜在主権を認めてきた。それにわれわれは、これまで沖繩がいつかは日本に返還されるとの立場をとつてきたはずである。

ラッセル だれか責任あるスポークスマンがはつきりした言明を行なつたことがあるか。

エイルス ダレス氏が行なつてゐる。記録に残つてゐるはずである。

ラッセル 私は国連が何らかの権利を持つてゐると思つており、それだけにわれわれがどうして国連から一方的にその権利をとりあげることができかねたからなかつた。

(ジョンソン政治担当國務副次官着席。ラッセル委員長がジョンソン副次官に発言を要請)

ジョンソン ソルトンストール議員がいわれた通り対日平和条約のもとでは、日本は琉球諸島を国連の信託統治下

におくことに同意することが規定されている。この条約の批准にあつて上院に対して行なわれた説明の際と、日本の平和条約をつくる時にダレス氏は潜在主権、ダレス氏がこの言葉をつかつたのだが、この潜在主権は日本に残るものと考えたとの言明を行なつてゐる。

条約を交渉していた時にわれわれの心の中で、琉球は結局は独立の立場を求めべきか、それともわれわれが撤退するような場合、日本と関係を持つことを求めるべきかについてあまりはつきりしていなかつたといつてもいいと思う。

条約が交渉されて以来、年がたつにつれて琉球の人々は独立の立場を得ようとしておらず、日本と関係を持ちたいと考えており、われわれが撤退する時は日本の一部になりたいと考えていることがはつきりしてきた。国連そのものは琉球に対し何の権利も持たないし、エイルスさん、もし私が間違つていなければ、われわれが撤退した場合、何らかの形で国連の手に戻るといふ考えは完全に正しいものではないと思う。そうした考え方は全然ない。

潜在主権は日米間の問題

ラッセル それならば潜在主権は全くアメリカと日本の問題なのか。

ジョンソン アメリカと日本の間——その通り。われわれは条約の中で規定された信託統治を確立することを求めたことはない。

ソルトンストール 私は新聞で最近、日本政府が琉球諸島は返還されないのではないかと気にかけており、関心も払つてゐるという記事を見たのでこの問題を取りあげた。また下院の報告によれば一九五三年十二月二十四日、ダレス長官は「脅威と緊張の存在するかぎり、琉球諸島にとどまるであらう」と述べている。

さらに一九五四年一月七日にアイゼンハワー大統領は、「沖縄にあるわれわれの基地を無期限に維持する」と述べている。また一九五五年十二月三十日にはブライッカー陸軍長官が「アメリカは長い長い間、沖縄の管理権を維持するつもりだ」と述べている。あなたが新聞で読んだ報道の中に

沖縄情勢全般がわれわれの行なつたこれらの言明にもかかわらず、平和条約第三条にもとづいて変えられるといつたことか何か書いてあつたか。

ジョンソン 現在これを変えるような考えはない。琉球を日本に返せという強い圧力が日本にあることは事実である。しかし権威あるスポークスマンが、さらにまたごく最近ケネディ大統領が池田首相のワシントン訪問の際、われわれが日本の潜在主権を認めると力説していることも事実である。

ソルトンストール もう一度いつて欲しい。

ジョンソン われわれは琉球に関する潜在主権が日本に残つてゐるものとみなしている。われわれは二つの声明を行なつた。まずわれわれが軍事上の必要がある限り琉球にとどまる意図を持つてゐる。この点については何の意見の相違もない。第二に、軍事情勢がわれわれのそこにとどまることを必要としなくなつた場合には琉球は日本に返されるであらう。

この法案の目的の一つであり、われわれとして直面しな

ければならない問題の一つはわれわれがいつか琉球を日本に返す場合、日本と琉球の間にあまり深い溝ができていくことのないように琉球の発展を日本の発展からあまりかけはなれたものでないようしておくことである。目的はスムーズに日本に返還できるように琉球の発展を日本の発展にはば見合つたものとしておくことである。

ソルトンストール それでははつきり返還の時がわかるまでは、交渉はなかつたし、交渉中のものもないし、将来交渉することはないのか。

ジョンソン これまで何の交渉も行なわれていない。

ソルトンストール ありがとう。

ジョンソン しかしながら日本政府の方ではきわめて当然のことながら、琉球の人々の福祉に対し関心を示したいとの希望がある。彼等は琉球の人々を日本人とみなして欲しい。琉球人自身が自分たちを日本人とみなしており、日本政府は、琉球の人々に関心を示すようかなりの圧力を受けている。

ソルトンストール われわれの見解からすれば、われわ

国際情勢資料

これは沖縄を日本の国民と相対的な関係において維持してゆきたいと考えている。

ジョンソン その通り。

ソルトンストール そしてこの法案の可決を求めているのもそうした理由からか。

ジョンソン その通り、そしてまたわれわれが日本政府との間で琉球の発展に日本がどの程度寄与すべきについて交渉できる基盤をつくるためでもある。

ソルトンストール エイルスさん、あなたは証言の中で「最も多ければあと一千九百万ドルの支出権限を求め、全体でその年のうちに二千五百万ドルになるかも知れない」と述べている。そして議長の間際こたえ、今度要請されるのは六百万ドルにすぎず現在の授權により認められている六百万ドルではなく、一千二百万ドルになるだろうと述べている。するとこの一千九百万ドルというのは本当に緊急の際のものであり、災害でもあるが、全く新しいことをやるというのでもなければ必要はなく、いままからそれがいるかどうか予見できない額というわけか。

エイルス それ以上の事がある。しかしそれについては秘密会で証言したい。将来の計画には、われわれが秘密と考えるものがある。(ラッセル委員長はこの問題を秘密会で再び取り上げること了承)

千島との対比

ラッセル ソ連が日本から取り上げた千島と琉球の間にはどんな違いがあるか、千島には日本の潜在主権はあるのか。

ジョンソン ない。ハボマイ、シコタン、二つの島があるが、これらの島はなお論争的となつていて。ソ連と日本の間には千島諸島の処分をきめた平和条約はまだない。ラッセル 日本はこれらの島に住む人々の状態の改善のため、どんな手を打っているか。

ジョンソン 日本国民はこれらの島から引き揚げてしまつていて。はじめからごく少数の人々しか住んでいなかったし、戦争の終わりに残つていた人々は引き揚げており、私の知るかぎりでは日本人はいない。

国際情勢資料

ラッセル ドイツの騎士の最も古い住み家であり、ハンザ同盟のあつたプロシヤをロシア人がとつた時には、要するにこれを奪取し、ドイツ人を全部追い出してしまつた。潜在主権も何もあつたものではない。彼等はそんな事を全く気にかけていない。どうして国連にいる人たちは、そうした事を問題にするのか。あなたは国連のアメリカ代表だつたことあるか。

ジョンソン 私は国連に代表として出たことはない。

ラッセル それではあなたは責められない。国連に出ている人々がいつか、これらのちよつとした差を指摘すれば役に立つと思う。議会にやつてきてソ連がかくかくの事を今後もするだろうし、またソ連はそうしたことは一度もしたこともないのに、なぜわれわれには誰もが何かを要求するようにさせているのか説明して欲しい。

ステニス われわれがこの事に大いに関心をはらつてはいるものの二千六百万ドル、二千五百万ドルといった額の法案がここでこれまで示された根拠では、それもとくに日本との間でも同様の節約をはかろうとしている際に、この

ままで通らないことは明らかだと思ふ。相対的な関係はどうか。日本との賃金差がどうか全然示されていない。

ラッセル 生計費も。

ステニス 日本ではどのくらいの税を払っているのか、繰り返していうが、日本ではどのくらいの税を払っているのか。そして生計費はどうなるのか。この資金をつかう責任者は陸軍なのか。こまかい説明を求めているのではないが、エイルスさん、あなたは陸軍代表としてきている。陸軍が責任を持つているのか。

エイルス 陸軍は国防省の下で沖縄と琉球について責任を持つている。

ステニス もしこれが裁判なら、このような証拠の出し方だつたら、証拠がそろふまでつきかえされるであろう。これらの経済的問題については相対的な表の提出をすべきだと考へる。

ラッセル その通り、陸軍はよろこんでこれを提出するだろうと思ふ。

ステニス 委員長のいわれたような生計費指数の表が欲

国際情勢資料

しい。

ラッセル 陸軍は提出できるだろう。

エイルス その通り、われわれは、これらの点について信じがたいほど多くの資料を持つており、よるこんでそれを提示しよう。

ステニス 要するにこの資金は何のためなのか。一、二の費用をいつてほしい。

エイルス 手もとに下院の報告書をお持ちか。

ステニス 持つている。

エイルス その十四ページに、この資金が過去にどのように使われたかが示されている。そして右側に一千二百万ドルがつており、これが二つにわかれている。その二つはこれまで予算に計上した分であり、第二は追加費がどのように使われるかを示している。この追加費の大部分は二つの経済開発機関のための融資資金である。

太平洋の兵器庫に

ステニス 数字があればそれで結構、報告に出ていると

は知らなかった。私はこれは重大問題だと思う。われわれは、これを国連にわたすか、日本に返すかなどについて心配することはないと思う。われわれはこれを太平洋の兵器庫とすべきである。われわれがこれを長期にわたり使用しようとしていることは誰もが知つていふことと思う。すでに沖繩の軍事施設に何億ドルをも支出しているか。

ラッセル 数十億ドルである。

ステニス この委員会ですれを通した。私が沖繩にいたのはごく短期間いたにすぎないが、これらの支出によりかつてない繁栄状態にあるというところを多くの人々から聞いたし、相応の資金を支払われていることを発見したし、沖繩人がミサイルを調整し、部品をはずし、掃除し、それをもとに戻すといった仕事を非常に上手にやつているのに印象づけられた。また、選挙のたびに主な政党のすべてが公約の中に日本への復帰をかけたことを知つた。これがどこまで本気なのか。エイルスさん、この点についてはどうなのか。

エイルス もしあなたが沖繩で選挙をやれば、やはりこ

国際情勢資料

れを公約にかかげるであろう。この点には問題はない。

ステニス われわれはそれについて何とかしなければならぬと思う。これは非常に大きな問題だと思う。

サイミントン 労働省から沖繩における状態についての報告がきているか。

エイルス きている。特別作業班には労働省代表、ジョージ・ウィバー氏が入つていたし、沖繩にいつた調査班の中には労働省代表がいた。そして付属報告の一つは労働省代表によつて書かれている。

サイミントン 特別作業班の一人はこの作業について非常に心配していた。報告書をみただけで、ききたい点がいくつかある。まず十三ページに台風その他の自然災害用に百万ドルが計上されているが、その他の自然災害とは何か。

エイルス 下院の報告書についてか。

サイミントン その通り。これは火事その他のための保険か。

エイルス 私はその他の自然災害とは要するにあらゆるものをふくんでいるのだと思う。問題は台風だと思う。

サイミントン その点はわかっている。しかしその他についても……

エイルス 時おり、津波が来ると聞いている。

サイミントン それは台風と同時に来るのか。

エイルス 同時ではない。

サイミントン それでは別である。その点は了解した。

その上直々の経験を得るため選考した指導者を派遣し、技術者を訓練し、彼等をここに送り、救急物資の輸送費を提供しようとしているようである。ついで十四ページには百九十万ドルの資金が新しい文官の民政官をはじめとする追加経費として計上されている。一九五九年には百三十万ドルだったものが一九六〇年には三百三十万ドル、六一年には四百三十万ドル、六二年には五百三十万ドルで、現在一九六三年にこれを四倍にしようとしている。

今年はいくらかの年よりも資金が得にくい年のように思われるし、十五ページにかかれた約束、すなわち短期的な努力は、所得の水準と社会福祉、保健、教育の程度をすみやかに増大させるという約束だけでは二千五百万ドルがど

こに使われるかわからない。本当のところ、これら諸島に
対しこれまでより大規模な福祉計画をはじめようというの
か。

エイルス その通り。それを大幅にふやそうというので
ある。二千五百万ドルという数字はここで話しているのが
要するに授權であつて支出権限ではないので、この表では
十分につくされていない。私はここで十分説明されたと思
うが、数カ年にわたる計画をつくり出すことがせひとも必
要であり、われわれが求めているのは、現在明らかになら
ない非常事態に対処するのに十分なだけ授權額を高くしてお
こうということである。

十三頁Dページにあるあなたの指摘された三十万ドルは
琉球の指導者にアメリカの生活についての直々の経験を与
えるためのものであり、この計画はこれまで非常な成功を
収めている。これはこの計画をふやすためのものである。

サイミントン 何かが非常にうまくいっているのは結構
なことである。しかし支出がずっと増加を続け、しかもお
そらくは日本に返還されるだろうという点が、私には非常

に気になるところである。

私は特別作業班の二員がいつた現地人の賃金がいかに低
いかという点についてごまかすことを知りたい。なぜなら
私は最近、日本の鉄鋼業の賃金についての数字を見た。ア
メリカでは鉄鋼の平均賃金は一時間二ドル七十五セントだ
つたか三ドル七十五セントだつたかだが、日本では多くの
プリンジ、ベネフィット（基本給以外の特別給与）を加え
ても一時間五十五セント、一週にして二十ドルである。一方
沖縄では一週六十ドルを得ているものがある。その細目が
どうなっているか私にはわからない。

ラッセル 一カ月六十ドルだ。

サイミントン とにかく、私の見た数字では少なくとも
鉄鋼業については日本の方が低かつた。私は日本の賃金の
内訳と沖縄の賃金の内訳を知りたい。

エイルス 間違なく提出できる。喜んでそうしよう。

日本の潜在主権に異議

ジャックソン ごたごたの一端は、沖縄が日本の経済に

編入されるならば、われわれが多額の支出を求められるこ
とはないはずだということだと思ふ。

これがまさしく現実の問題の一端でないだろうか。

エイルス われわれは、同地に若干の基地権を持つてい
る。そうでなければ、われわれの軍事施設を維持する見地
ないし現在の諸条件のいずれからも、こうした責任は生じ
ていないであろう。軍事施設の維持はこれらの人々に対す
る責任を伴う基本的な問題であり、これが現下のわれわれ
の問題である。

ジャックソン もし琉球諸島が日本の一部になつていれ
ば、こうしたことにかかわりを持たないのでよいのでない
か。

エイルス そうだ。

ジャックソン そこでわれわれは、少なくとも阿地域間
にある程度の近い状態を維持しようと努めなければならな
い範囲まで、同地に超過支出しなければならない状態にあ
る。

エイルス 全くその通りである。そうしてこの責任を引

きかえに、われわれは軍事的に自由を持つている。この自
由はわれわれの安寧ばかりでなく、自由世界全体の安寧の
ため欠くべからざるものであると考える。

ジャックソン 率直にいつて——あなたはいますぐこれ
に答えないでよろしいが——わたしは、われわれのごたご
たの多くが琉球諸島に関するかぎり日本のものである潜在
主権にわれわれが言及した事実から発生していると思ふ。

これは国際法の点からすると大そう立派なものだが、し
かしこれを年々繰り返していると、日本では、琉球諸島が
いつか自分たちのところに返されるのだという気持ちが出
てくると思ふ。だが日本と琉球諸島の関係およびアメリカ
との関係を法的用語で論ずることと、これを日本の国民の
世論に関するかぎりにおいて解釈することとは、別のこと
である。そうして、われわれがこれらの島に対する日本の
潜在主権を認めはじめた時、あるいは認める旨の声明を出
した時、そのようなことをしていなかつた場合よりも、は
るかに早い駐留終結期をこれらの島に設けたことになつ
た、とわたしには思われる。

国際情勢資料

沖繩ならびに日本の政治的感情の多くを招く原因となつたのは、まさにこの潜在主権に言及したことである。わたしは一つの考察として申し上げるのである。あなたは意見を述べないでよろしい。

平和条約に根拠なし

サーモンド 沖繩がアメリカに有する戦略上の重要性にかんがみ——わたしはこれを死活的に重要なものと考え——もしわれわれが日本もしくは同地域のほかの国々から退去する場合、沖繩がわれわれの留まりうる一つの場所である。

平和条約は第三条にもつづいてこのことを定めている。だからわたしは、なぜアイゼンハワー大統領やアリンソン大使、ケネディ大統領、その他の人々が、何らかの潜在主権ありという考え方をとつたのかわからないのである。条約は潜在主権のことなど規定していない。この部分を読みあげてみたい。

「日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島お

よび大東諸島をふくむ）、婦孺岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島および火山列島を含む）ならびに沖の鳥島および南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行なわれ、かつ可決されるまで、合衆国は領水をふくむこれらの諸島の領域および住民に対して、行政、立法および司法上の権力の全部および一部を行使する権利を有するものとする。」

本条約において何らかの潜在主権に対する根拠があるのだろうか。

エイルス 困ったことに、一体潜在主権とは何ぞやということが自分自身でいつころに、はつきりわかつていない。多分ご承知のことであるが、この問題はいままでにほかの場所でもあつた。これの意味するところは、アメリカが誰かほかのものに権原を移すのが若干困難であろうということだと思ふ。このことは、アメリカが全面的主権を持つておらず、したがつて残されたものを誰かが持つていかに違いないことを意味する。

国際情勢資料

ダレス長官は数年前にこの考え方をとり、それ以来この考え方が繰り返されてきた、と心得ている。

サーモンド これはつまり、条約文が述べているようにわれわれが領水をふくめてこれら諸島の領土と住民に対し行政上、立法上、司法上のあらゆる一切の権限を行使する権利を有しており、われわれがこれを放棄すれば、その時にアメリカはこれを国連に与えることができる、ということではないのか。

条約文は日本に返すことについて何もいっていないし、そもそも日本へ返す根拠など何もない。

エイルス わたしは国際法の専門家ぶつたりしたくない。国連の信託統治計画にもつづいて国連にこれを移すことをすべきでないとお考えであるなら、この条約の意味についていわれることがわたしにはわからない。

安全上の利益が根本

サーモンド アイゼンハワー大統領が潜在主権に関してかの声明を出し、ダレス氏が潜在主権に関してかの声明を

発表し、またアリンソン大使が一九五六年に潜在主権に関して声明したために、日本は自己が権原を持つていてアメリカがこれを返してくれるのを待つていただけであることを、アメリカも認めていると考へた。しかるに条約は日本側にそんなことを告げてはいない。これは日本に話をもちかけるため、あるいは日本のごきげんを取るため、そして日本と手を組み日本と良好な関係を保つために、交渉の過程において出された声明ではなかつたろうか。

わたしは日本国民が大そう好きである。日本人はすばらしい国民だと思う。たしかに日本人は重要な国民である。日本人ほど勤勉で、精を出して働く国民はほかにあるまい。しかしこれと同時に、わたしの判断するところでは、沖繩はわが国の防衛のために必要欠くべからざるものであり、これを放棄することを考へるべきではない。これが同地域でアメリカの獲得した、実際に持ちこたえてゆくことのできる唯一の基地なのである。これに同意されないだろうか。

エイルス いや同意見である。沖繩が軍事基地として必

国際情勢資料

要ながきり、これを放棄する気持ちなどないと思う。これまでにいわれてきたことはすべて、ケネディ大統領がごく最近三月十九日に述べたことをふくめて、この点をきわめて明白にしていると考えられる。この点は確約申し上げてよい。今年の三月十九日、大統領がこの問題で声明した時に、大統領はこう述べた。「わたしは琉球諸島が日本本土の一部であることを認め、自由世界の安全上の利益に徴して琉球諸島を完全な日本の主権下に復帰せしめることができる日のくることを待望している。したがって基準は常に自由世界の安全上の利益である」……

サーモンド 復帰、「復帰」という言葉か。

エイルス そうだ。

サーモンド いかなる根拠があつて大統領はこういうことをいうのか。

エイルズ 国際法の問題について意見を申し上げることはしたくない。ジョンソン氏はいしましたが、琉球諸島の望んでいるのが独立ではなく、アメリカが同地に駐留する必要がなくなつても、信託統治が同地住民の望むところでないならば、

いならば、アメリカが国連との信託統治の取り決めを提案したり、また日本がこれに同意したりする何らの理由もないということ述べた。問題はこうして生ずるのだと思う。しかし、これらの問題を検討している人々はいくらも前から、軍事上の急務の面からして可能となれば、琉球諸島を日本へ引き渡すことができる、これが現状の性質だという考え方をとっている。

なぜ日本の国旗を許した

サーモンド それができるとして、なぜ琉球諸島を日本へ引き渡そうとしているのか。

日本はこれらを放棄した。これらの島がふたたび日本にもどる根拠は何もない。わたしがききよう午前、ここで正しい見方をしようと努めているのはこの点である。日本は平和条約にもとづいてもはや何らの権威も持つておらず、あるいはアメリカがこの権威を自発的に放棄しないかぎり、権威を持つことは決してないはずである。わたしは前記の声明が出た時に非常に失望させられた。

国際情勢資料

わたしは当時、潜在主権に関するこれらの声明に反対し國務省が繰り返し潜在主権という言葉を用いるのに不安をいだいた。そんな必要はなかつたのだし、また平和条約の中には潜在主権という言葉を用いる根拠は何もないのである。もう一つ、あなたにききたい——いつておきたいが、わたしは琉球諸島をわが国の国防のために死活的に重要なものと考えることができるので、あなたの要望には共鳴しているのである。

あなたがこの金額について要望している時、わたしはよく調べたいのだが、しかしわたしは共鳴しているのであり同地で何らかの手を打たなければならぬと考えている。あなたの要望にはごくもつともなものがあるのだが、しかしわたしはいつておきたい、多分ジョンソン副次官がこれに答えられるだろう。

一九六〇年のことだつた。わたしはある動きのことを耳にした——日本人が特定の日、祭日やその他に沖縄に国旗をあげたいというのである。わたしは大統領、アイゼンハワー大統領に同年に手紙を書いて、沖縄ないし琉球諸島に

日本の国旗をあげることに激しく抗議した。なぜなら平和条約に何らの根拠もないからである。なぜほかの国が同地に入りこんできて国旗をあげるのを認めなければならぬのであろうか。

日本の国旗をあげることを許すべきでないのは、ほかのどの国の国旗の場合とも同じことなのである。

琉球諸島は、委員長が二、三カ月前にいつていたように千島列島がソ連のものとなつたのと同じにアメリカのものとなつたのであり、わたしはいつておきたいが、昨年アメリカが日本に琉球諸島で国旗をあげることを許可しており彼らがいま若干の祭日に日本の国旗をあげていることを昨年きいて、わたしは打撃を受けた。

わたしは一九六〇年に国旗掲揚の件を考慮中ときいて激しく抗議した。すでに申し上げたようにわたしはアイゼンハワー大統領に手紙を書いたし、國務省と大統領が琉球諸島で若干の祭日に日本の国旗をあげるのを承認したときいて、ひどい打撃を受けた。いま彼らは日本の国旗をあげている。そうだね。

エイルス わたしはそう了解している。

住民投票をしたことなし

サーモンド わたしがいいたいのは、昨年大統領が琉球諸島で祭日に日本の国旗を掲揚するのを許可する措置をとつたときいて、はなはだしく失望させられたという一事である。なぜならこれは日本が潜在主権を持つていることを、またも認めたものであるからで、わたしは激しく抗議した。

このことを記録に残しておきたい。

ラッセル これはわが国の政策の一部にはならない。

パナマでも同じことがある。条約の一部分ではない。もしメキシコ共和国がニューメキシコ州と南部カリフォルニア州に自国の国旗を掲揚したいと主張すれば、われわれがそれをやらせるかどうかは間違いない。われわれは誰でも満足させる。

わたしは誰も議事堂について要求してきていないのに喜んだものだ。われわれは依然議事堂を保持してゆくのだ。

う。

サーモンド それはわが国の政策の軟弱性だと思う。それは軟弱性だと思う。われわれは沖繩にいるつもりであり無期限にいるつもりである。われわれがそのつもりでないことを示すようなことをしたりいつたりしては、大変な間違いであろう。わたしは沖繩のことを重ねて考え、琉球諸島がわが国の安全と自由世界の安全に必要欠くべからざるものであることを重ねて申し上げる。

昨年この問題が起きた時、あなたは琉球の国旗掲揚に反対したのでなかったらうか。あなたは出席していたと思うが。

エイルス わたしはおぼえていない。そうではないと思う。

サーモンド わたしがいたところでは、あなたは反対したのだが、たしか国防長官か国務省と打ちあわせたものにこの反対を押し切つたはずである。

エイルス この問題が陸軍内で起きた時、事実問題として、わたしが在動した十五カ月の前のことであつた。しか

しよるしければ……

サーモンド わたしのいうとおりだと思う。このことを記憶にとどめておきたい。

キャノン 同地の住民は、もしもアメリカが権力を放棄するならば、やがて日本に復帰することを選ぶべきか否かの投票をしたことが、これまでにあつたのだろうか。

エイルス 住民投票はたしか一度もやつたことがない。

この問題はどう持ち出したらよいのかわからない。自分のところの専門家たちにきいてみたい。

この問題は誰が知っているだろうか。わたしは、同地で働いている人々の誰もが、住民の大部分がこれを願望として表明するものと確信していることを知っている。しかし正式な投票が一度もなかつたことはたしかである。

キャノン 住民の間にはきわめて強い気持ちがあるのだろうか。

エイルス わが方の関係者はそのように解釈している。キャノン 相対的な成長を比較できるようにするためのことだが、戦前の日本の年平均所得と琉球住民のそれ、お

よび現在の日本人の年平均所得と琉球住民のそれを示して

所得に関する範囲における何らかの比較状況を出してもらえないだろうか。ここに数字をお持ちであるまいかと思うが。ここに資料をお持ちだろうか、それとも取り寄せる必要があるだろうか。

エイルス 所得に関しては資料が沢山ある。これを示すのはもつと簡単だと思う。もつとわかりやすい形でお目に入れることができる。

キャノン 陸軍省は、支出承認された資金および非支出承認資金から賃金を支払つた。請負業者の支払つた平均賃金はわかるだろうか。いまわかるだろうか。

エイルス わたしの見た表にはのつていなかった。

キャノン それから職人や召使に支払われる平均賃金を知りたい。わたしがいのは現在の大体の時間給である。

エイルス これはわたしが読みあげて記録にのつていないと思う。

キャノン あなたは数字はあげたが、平均賃金にはふれ

国際情勢資料

なかつた。
平均賃金を示してくれるのであれば、全部で四万八千三百人の四つの分類全部を示す表か図を提出して、それぞれの平均賃金を出してくれるだけでよいと思うが。
さて、これまで資金はわれわれが提供してきたわけで、われわれは琉球できわめて大きな建設計画に従事してきたということでないだろうか。

エイルス これらの図表は、いわゆるガリオア資金にもとづく大がかりな開発の若干を示していない。

建設計画の資金

キャノン 近年になつても、これらの資金のかなりの量が建設計画にふり向けられたのではないだろうか。

たとえば行政用の建物、わたしの記憶に間違いがなければ同地には新しい行政用の建物があつた。これは一九五九年か一九六〇年ごろに完成したもので、これはわれわれが供与した資金で建つたのでなかつたらうか。

エイルス そうです。

キャノン それに統治、あの政治的統治グループの名前を失念したが、しかしわれわれはこのグループのために給与として資金を支出し、供与している。

エイルス いや、G R I、つまり琉球政府のことだが、われわれは政府の給与勘定を引き受けてはいない。

キャノン しかしわれわれは琉球政府の場合に、彼らの招く出費のかなりの額を引き受けている。

エイルス そういうことはないと思う。琉球政府はこれらの計画のすべてに資金を寄与している。琉球政府にはそれ自体の税制がある。ここで読みあげたことがあると思うが、将来に変わるかもしれない一つのこと、琉球政府が資金を寄与している事実である。われわれが琉球政府そのもの実際の活動に何らか資金を寄与していることはないと思う。

そのとおりだね。

シッターソン われわれは琉球政府の行政費に直接資金を寄与していない。われわれは特定の目的に関して琉球政府に贈与を与えている。

国際情勢資料

しかし上院は、昨年教員の給与引き上げを補助する特定の目的をもって百万ドルを追加した。これが具体的な一例である。

キャノン 新規建設の点からすると、きわめて大きな改善がみられた。そうしたことは、ここ二、三年の間に住民の約二五%を有するようになった那覇においてもそうだろうか。

エイルス オフラハティさんがいわれたことからして、同市が完全に復興されたものと察する。

キャノン いやわたしがいいたいのは、同市が始めは一時的に復興したのだが、いまでは多くの新しい、わたしの考えていることが正しいならば、きわめて大がかりな近代化・改善計画にもとつき、多かれ少なかれ恒久的な型の建設に着手しつつあることである。

オフラハティ そうだと答えることができると思う。恒久的な建設が進められた。しかし、これはわが国の小都會のそれととても比べものにならない。那覇は首都なのであるが。

エイルス この建設はアメリカが費用を支払つたのか。
オフラハティ いや、建設費用は現地が支払つた。われわれが自分たちのために使用するハイウェイを別として、現地の手に成る建設である。

工業化を意図せず

ラッセル ガリオア資金で建設されたものは一つもないか。

オフラハティ 港の開発とハイウェイ、それに最初のころの電力施設と水道は、ガリオア資金で建設された。

ラッセル いまのうちにガリオア資金の支出先、その総額をばつきりさせよう。

エイルス ここに持ちあわせているが、よろしかつたら表として出したい。

キャノン 戦前には琉球諸島は——工業というものがなかつた。あつたのは単純な漁業とごく軽い農業といつたものがあつただけだつた。そうだね。
エイルス そうです。

国際情勢資料

キャノン われわれはこの復興計画において、琉球の経済の基本的な形態を変えようとしているのだろうか。
エイルス いや、そうはいえないので、われわれは彼らの農業を改善しようと努めており、それぐらいのことである。

要求されている資金の若干は、わたしがサイミントン上院議員の質問に答えた時に述べたように、開発貸し付け用のもので、これは若干の型の現地工業を維持せしめ、仕事を口をつくり、賃金水準と仕事をたかめることになるだろうと期待している。しかしわれわれは決して何らか大きな変化をつくりだしたり、琉球の工業化をはかつたりすることはしていない。

この面で際立つたことは、たしかに何もない。
キャノン あなたは琉球諸島と日本との比較のことによつとふれた。日本では種々の補助手当てを出していることであつた。これらの資金が承認されれば、住民のあらゆる労働水準にわたり補助手当てを与えるというのがあなたの案か。

エイルス そうではない。われわれが論議しているのは退職、彼らが退職計画、教員用の年金計画をつくるのを助けることで、そうした若干の仕組みが日本では実施されているが、沖縄では実施されていない。これらは社会保障年金により給付されるもので、沖縄が日本の一部であれば、その恩恵にあずかるはずだが、われわれの支配下では適用を受けていない。

キャノン こうしたものをつくつてみようという時、それは種々の階級に関し、われわれが琉球諸島にとどまるかぎり、援助する計画という意味であるか。

エイルス われわれがこうしたことすべてに取るやり方は、琉球政府がこの案を自ら引き受けることができるようになるまで、われわれが若干を助けてやるというものだと思う。

支出権限増額は慎重に

キャノン 住民の中の成人はどうか。
エイルス 一つ申し上げたいことがある。キャラウェイ

国際情勢資料

將軍は下院委員会で証言した際、日本が都道府県に与えることのできる類の援助計画をいくらか詳しく論じた。これは日本が国内の万人に与えているもの、あるいは日本が都道府県を援助しているものだからで、われわれがしようとしているのも、ある意味でこの種のことである。

キャノン 成人に関する数字がわかるだろうか。人口全体はわかっている。全体としての成人だけを知りたい。

エイルス ここにある年齢別分類だと、零歳から十九歳までの人口が八十八万三千人のうち四十三万八千人となつている。

キャノン とすると、十九歳以上の労働人口は四十四万六千人で、われわれはうち約一％の四万八千三百人を使つている。

エイルス そうです。

バード 同郷ウエストバージニア州の次官に対するあらゆるしかるべき敬意をもつとしても、現在の形の法案に賛成する気持ちになれない。

何よりもわたしは、われわれがこれまで支出権限で定め

られた額一ぱいまで支出してこなかつたという、すでに言及すみの事実を指摘する。

一九六〇年にわれわれは三百三十万ドルを支出し、一九六一年に四百三十万ドルを支出、一九六二年に五百四十万ドルを支出した。

すでに指摘されたように、予期される最高支出の必要は約二千三百万ドルに達するはずである。なぜなら、ガリオア支出にもとづく追加経費が六百万ドル、今後四年間に必要となるのが一年当たり約一千万ドルから一千二百万ドルこれに四百万ないし五百万ドルの一時経費が加わるかもしれないからである。そこで最高支出を約二千三百万ドルと見積もると、最低支出は最大限二千ドルとなり、一時経費が四百万ないし五百万ドルで、これは予想されている必要のすべてが起きるとして、最低経費が約二千万ドルとなることを示しており、一年を除くと、全般的支出として約一千五百万ドルが一年当たり必要となる。

しかしわたしは賛成投票できない。なるほど陸軍次官は非公開会議の席上で喜んでこれを説明すると述べ、これに

国際情勢資料

もついで支出権限額の若干の引き上げがなせ急務なのかを重ねて説明するといった。必要はあると思う。しかしわたしは支出権限を二千五百万ドルに引き上げることができない。なぜならわたしはいつたんの支出権限をふやすならば、これを引き下げる時期を予期できないからである。それはわれわれ自身の部下の俸給をあげるのにちよつと似ている。われわれはいつでも俸給をあげることができ、これが認可されることは確実であるが、しかしいつたんの俸給を減らそうとするならば、部下を失うことになる。だからわたしは支出権限の増額には慎重にのぞむべきである

と考える。
わたしはある程度までこれを引き上げてよいと思うが、しかし最大の必要が生ずるといわれている一九六四年に、緊急の必要と本当の切迫した必要があるならば、この年について追加支出権限を供与できると思う。そこで秘密会議において陸軍次官に説明してもらい、この時の必要をしかるべく充たすことができるようにすべきだと思う。
ラッセル この点について秘密会議で説明されるか。

エイルス わたしは説明してこの法案を支持するために来ているのである。この基地の重要性もしくはこの支出の必要に関して疑念があるならば、私はここに極秘の説明を持つており、これを読み、あるいはいつづめることができる。委員会が望まれるなら、そうするのが非常に好ましいことだと思ふ。

ラッセル もちろんご希望どおりにする。わたし自身それを読んだことがあるが、これをきいてもみたい。
そこで非公開会議に入つて、本法案の聴聞会をおしまいとするのがいいと思う。

以印刷代贈与・非売品